

平成 23 年度

包括外部監査の結果報告書

情報システムに係る財務に関する事務の執行について

新潟市包括外部監査人

公認会計士 白井 正

目 次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
(1) 監査テーマ（特定の事件）	1
(2) 監査対象期間	1
3. 監査の対象部局・システム	1
(1) 監査の対象部局	1
(2) 監査対象システム・業務と監査の要点	2
4. 特定の事件を選定した理由	2
5. 包括外部監査の方法	3
(1) 監査の要点	3
(2) 監査手続	4
6. 包括外部監査の実施期間	5
7. 包括外部監査人並びに補助者の氏名及び主な資格	5
8. 利害関係	5
9. その他	5
第2 情報政策の概要	6
1. 新潟市の情報政策	6
(1) 新・新潟市総合計画	6
(2) 新潟市情報通信技術活用推進計画 ver2	14
(3) 新潟市の情報化への取り組み（総務部 IT 推進課 年度業務概要より）	17
2. 政令指定都市の中での新潟市の状況	22
3. 行政情報化推進に関する職員・経費	22
第3 IT ガバナンス、情報システムの調達、情報セキュリティに関する概況	25
1. 新潟市の IT ガバナンスの取り組み	25
(1) 新潟市の情報通信技術活用推進計画（「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 2」より）	25
2. 全体最適化の取り組み	26
(1) 情報資産の一元管理	26
(2) 共通基盤の整備	26
(3) その他	27
3. 推進体制の構築と人材の確保・配置の取り組み	27
(1) 組織体制の確立	27
4. システム運用の取り組み	30

(1)	新潟市電子計算機処理管理運営委員会	30
(2)	中央電子計算機による処理の手続	31
(3)	年間運営計画及び月間計画	32
(4)	処理業務報告	33
5.	標準化、知識共有、人材育成の取り組み	33
(1)	標準化、知識の共有	33
(2)	人材の育成	33
6.	情報システムの調達の概況	36
(1)	予算・実施計画・評価の取り組み	36
7.	情報セキュリティの概況	39
(1)	IT推進課の情報セキュリティ業務の概要	39
(2)	IT推進課の全庁的な情報セキュリティ業務の概要	44
(3)	監査対象システムの情報セキュリティの概要	45
第4	包括外部監査の対象システムの概要	47
1.	IT推進課	47
(1)	中央電子計算機システム	47
(2)	電子収納システム	47
(3)	電子申請・届出システム	47
(4)	文書管理システム	47
(5)	公共施設予約システム	48
2.	教育委員会学務課	48
(1)	就学援助電算処理システム	48
3.	財務部資産税課	48
(1)	土地家屋図面情報システム	48
(2)	固定資産税補完システム	48
4.	福祉部保険年金課	49
(1)	国民健康保険事務支援システム	49
(2)	後期高齢者徴収管理システム	49
5.	福祉部介護保険課	49
(1)	介護保険システム	49
6.	教育委員会中央図書館企画管理課	49
(1)	図書館情報システム	49
7.	中央農業委員会事務局	50
(1)	農地基本台帳システム	50
8.	環境部廃棄物政策課	50
(1)	新潟市清掃手数料電算システム	50
第5	包括外部監査の結果及び意見	51

1.	情報システムの調達	51
(1)	検証に先立って	51
(2)	4つの視点と今回発見した意見・結果との関連	52
(3)	全庁共通事項	53
(4)	教育委員会学務課	56
(5)	財務部資産税課	57
(6)	福祉部保険年金課	61
(7)	福祉部介護保険課	64
(8)	中央農業委員会	65
2.	情報セキュリティ	67
(1)	検証に先立って	67
(2)	情報セキュリティ全般	67
(3)	電子計算機システム	73
3.	ITガバナンス	74
(1)	新潟市電子計算機処理管理運営規程	74
(2)	新潟市情報通信技術活用推進計画	75
(3)	政府調達に関する協定に対応する情報システム調達ガイド	76
(4)	ITガバナンスの推進について	77
第6	包括外部監査で閲覧した契約書の一覧	80
1.	中央電子計算機システム	80
2.	電子収納システム	81
3.	電子申請/文書管理システム	82
4.	公共施設予約システム	83
5.	就学援助電算処理システム	83
6.	教職員用PC整備	84
7.	土地家屋図面情報システム	86
8.	固定資産税補完システム	86
9.	国民健康保険事務支援システム	87
10.	後期高齢者徴収管理システム	88
11.	介護保険システム	89
12.	図書館情報システム	91
13.	農地基本台帳システム	91
14.	新潟市清掃手数料電算システム	92

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第1項及び新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

(1) 監査テーマ（特定の事件）

情報システムに係る財務に関する事務の執行について

(2) 監査対象期間

原則として平成22年度の執行分をベースとし、必要があればその前後期間を追加する。

3. 監査の対象部局・システム

(1) 監査の対象部局

総務部 IT 推進課（ 1 ）

教育委員会学務課（ 2 ）

財務部資産税課（ 2 ）

福祉部保険年金課（ 2 ）

福祉部介護保険課（ 2 ）

教育委員会中央図書館企画管理課（ 3 ）

中央農業委員会事務局（ 3 ）

環境部廃棄物政策課（ 3 ）

財務部契約課（ 4 ）

1 総務部 IT 推進課は、システム部門として選定。

2 原課部門から23年度システム運用関係予算の上位4部署（教育委員会学務課、財務部資産税課、福祉部保険年金課、福祉部介護保険課）を選定。

3 「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 2」において実現された施策に係るシステムの原課部門3部署（教育委員会中央図書館企画管理課、中央農業委員会事務局、環境部廃棄物政策課）を選定。

4 財務部契約課は、必要に応じて調達手続に係る部分について対象。

(2) 監査対象システム・業務と監査の要点

NO	監査対象 システム・業務	管理部署	監査の要点		
			システム の調達 2	情報セキ ュリティ 3	IT ガバ ナンス 1
1	全般	総務部 IT 推進課			
2	中央電子計算機システム	同上			
3	電子収納システム	同上			
4	電子申請・届出システム	同上			
5	文書管理システム	同上			
6	公共施設予約システム	同上			
7	就学援助電算処理システム	教育委員会学務課			
8	教職員用 PC 整備	同上			
9	土地家屋図面情報システム	財務部資産税課			
10	固定資産税補完システム	同上			
11	国民健康保険事務支援システム	福祉部保険年金課			
12	後期高齢者徴収管理システム	同上			
13	介護保険システム	福祉部介護保険課			
14	図書館情報システム	教育委員会中央図 書館企画管理課			
15	農地基本台帳システム	中央農業委員会事 務局			
16	新潟市清掃手数料電算システム	環境部廃棄物政策 課			

4. 特定の事件を選定した理由

新潟市は、平成 13 年に策定された国の e - Japan 戦略を受け、市民ニーズに的確に対応した行政サービスを実現するとともに、効率的な行政運営や地域の活性化を図ることを目的として、平成 14 年に今後の情報通信技術活用に係る基本的な考え方及び実施する施策をまとめた「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 1」を策定した。その後、新潟市は平成 17 年に近隣 13 市町村と合併を行い、平成 19 年には政令指定都市となり、同年に平成 26 年度までを計画期間とする行政運営の基本方針である「新・新潟市総合計画」を策定した。

この新たな総合計画が策定されたことを受け、平成 20 年には社会環境の変化や情報通信技術の進展に対応すべく「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 1」を改訂し、計画期間が平成 20 年度から平成 22 年度までの「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 2」を策定した。この「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 2」は、平成 22 年度に

最終年度を迎えたことから、平成 23 年度は、平成 24 年度以降に実施予定の情報化計画の策定を行うこととされている。

このようなことから、「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 2」で計画された各施策が予定どおり実施され、情報通信技術がもたらす効果を積極的に活用できたかについて検証するとともに、新たに策定される情報化計画を強力に推進し、「新・新潟市総合計画」が描く 5 つの“都市像”を実現するために必要な IT ガバナンス¹の強化に向けた取り組みが適切に行われているかについて評価することは、重要な事項であると考えます。

また、情報システムの調達等に関する契約手続及び支出手続が、新潟市の条例・規則・規程等に準拠して公平、公正に運用されているかについて検証することは、情報通信技術活用の円滑な推進においても重要な事項であると考えます。

一方、平成 17 年度には、市民の財産やプライバシー等を守るとともに行政事務の安定的な運営を図ることにより、市民からの信頼を維持向上させることを目的とした「新潟市情報セキュリティポリシー」を策定した。情報システムは、事故や災害によりその機能が麻痺した場合、行政事務や市民の生活に与える経済的、質的な損失が非常に大きいと考えられる。また、情報セキュリティに不備があると、個人情報など重要な情報が漏洩する可能性もある。

今後、基幹業務系システム（ホストシステム）のオープン系システム²への移行が予定される一方で、クラウド³の導入や社会保障・税に関わる番号制度といった新たな施策への取り組みも予想される。このようなことから、法制度、総務省の基準・ガイドライン及び経済産業省のセキュリティ監査・管理基準に照らして、新潟市の規則・規程やその運用に不備な点がないかどうかを評価することは、情報通信技術活用の基盤整備において重要な事項であると考えます。

以上から、「情報システムに係る財務に関する事務の執行について」を監査テーマとし、「IT ガバナンス」、「情報システムの調達」、「情報セキュリティ」の観点から監査を行うことは、現在のみならず将来の市民にとっても有意義であると判断した。

5. 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

情報システムの調達

情報システムの調達に関する契約手続及び支出手続が、新潟市の条例・規則・規程

¹ IT ガバナンス：組織体・共同体が IT を導入・活用するにあたり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とする IT 活用を実現するメカニズムをその組織の中に確立すること（出所）総務省「新電子自治体推進指針」

² オープン系システム：様々なメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせて構築されたコンピュータシステム（出所）株式会社インセプト

³ クラウド：ソフトウェアやハードウェアの利用権などをネットワーク越しにサービスとして利用者に提供する方式（出所）株式会社インセプト

等に準拠して公平、公正に運用されているか：

- ・業者選定方法及び契約事務手続における条例等の遵守性と妥当性
- ・システム機器及びソフトウェアの購入、リース、レンタル契約における条例等の遵守性と妥当性
- ・情報システムに係る業務委託に関する契約における条例等の遵守性と妥当性及び外部委託管理の適切性 など

情報セキュリティ

法制度、総務省の基準・ガイドライン及び経済産業省のセキュリティ監査・管理基準に照らして、新潟市の規則・規程やその運用に不備な点がないか：

- ・情報セキュリティマネジメントに関する組織及び規程の整備状況及び運用状況
- ・セキュリティインシデント、システム障害等に対する管理体制の整備・運用状況
- ・情報システム機器の管理体制
- ・職員に対する情報セキュリティ教育・研修の実施状況
- ・業務継続計画の策定状況 など

IT ガバナンス

情報通信技術の活用推進に必要な IT ガバナンスの強化に向けた取り組みが適切に行われているか：

- ・情報化戦略の立案
- ・推進体制の構築
- ・予算・実行計画の策定
- ・事後評価の実施
- ・標準化、知識の共有
- ・人材の育成 など

(2) 監査手続

ヒアリング

情報システムの管理状況等に関する、関連部署の責任者及び担当者に対するヒアリング

資料・文書の閲覧

情報システムに関する条例・規則・規程、調達における稟議・契約書・検収書類及び外部委託管理に関する報告書、議事録等の資料・文書の閲覧

運用現場の視察

監査対象とした情報システムの運用現場（執務室、サーバ室等）の視察

6. 包括外部監査の実施期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 2 月 6 日まで

7. 包括外部監査人並びに補助者の氏名及び主な資格

包括外部監査人	白井 正	公認会計士 システム監査技術者
補助者	若松 大輔	公認会計士
同	宗和 暢之	公認会計士
同	山田 浩二	システム監査技術者 特種情報処理技術者
同	鈴木 昌治	システム監査技術者
同	富永 素司	公認情報システム監査人
同	坂口 政治	
同	下山 竜哉	米国公認会計士 公認情報システム監査人
同	齋藤 康宏	公認会計士
同	河村 美由紀	公認情報システム監査人
同	猪股 嶺	公認会計士
同	蛸原 淳	

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

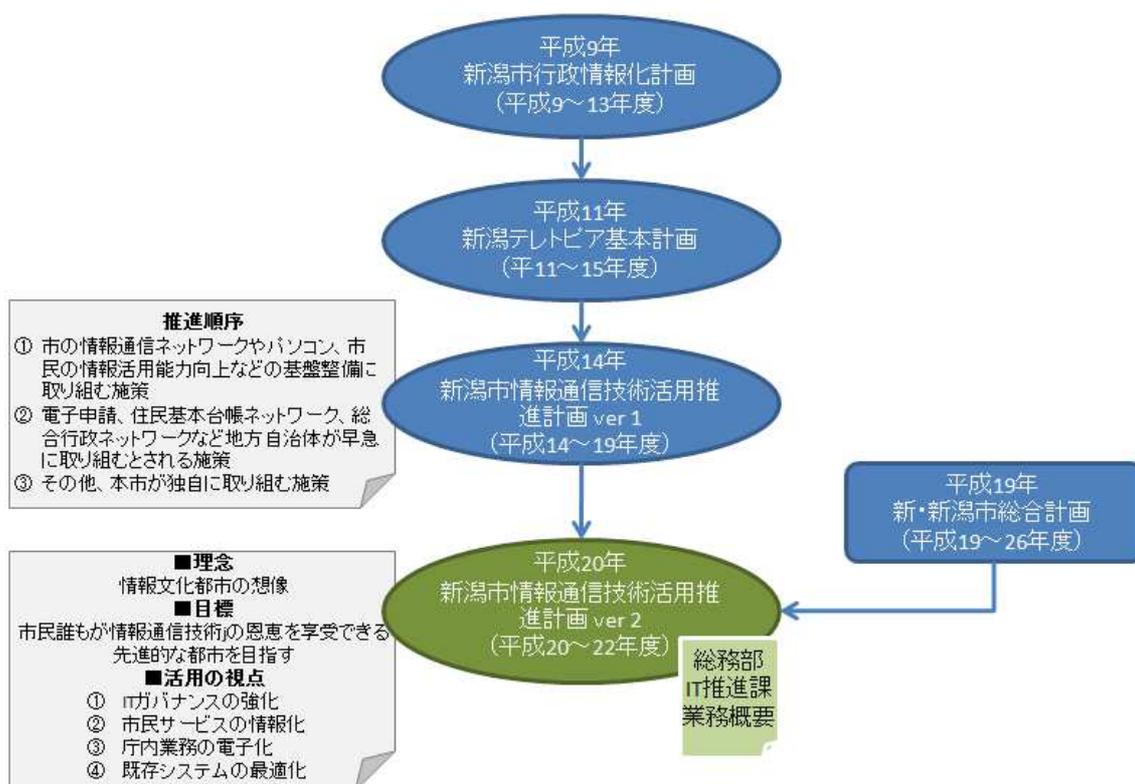
9. その他

報告書中の数値は、端数処理等の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

第2 情報政策の概要

1. 新潟市の情報政策

新潟市の情報政策は、平成20年に策定された「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 2」で推し進められてきたが、その活動は「新潟市行政情報化計画（平成9年）」や「新潟テレトピア基本計画（平成11年）」がベースとなり、平成19年の「新潟市総合計画」が新たな策定のきっかけとなっている。（下図参照）



(1) 新・新潟市総合計画

平成19年4月に14市町村の合併による本州日本海側初の政令指定都市として、新潟市では「田園とみなとまちが恵みあい、共に育つまち」を基本理念とし、「人びとの英知が集う、日本海交流開港都市」を目指す街の姿とした「新・新潟市総合計画」が策定された。

「協働」「互恵」「交流」「安心」「教育」の5つのキーワードに都市像を描いたまちづくりを進めているが、そこから導き出される「都市像」とそれを実現するための「重点プラン」は以下のとおりである。

「協働」

市民や地域が主体的役割を果たし、市民と行政が協働し、市全体の調和の中で、区をひとつの単位とした特色あるまちづくりを進める。

都市像：地域と共に育つ、分権型協働都市

重点プラン：協働による地域づくりの推進

「互恵」

田園地域と都市地域が互いに恵みあい、共生するまちづくりを進める。

都市像：大地と共に育つ、田園型拠点都市

重点プラン：食と花の魅力づくり、水辺と緑のまちづくり、環境先進都市の構築

「交流」

日本海を挟み北東アジアに向かい合う優位性や高速交通網を活かしたさまざまな交流を通じて、平和共生を願いながら国内外に貢献する活力あるまちづくりを進める。

都市像：世界と共に育つ、日本海交流都市

重点プラン：都市イメージの発信、みなとまち新潟の魅力づくり、経済の活性化、拠点性の強化

「安心」

一人ひとりを大切に、市民の安心でいきいきとした暮らしの実現を目指したまちづくりを進める。

都市像：安心と共に育つ、くらし快適都市

重点プラン：快適な住環境の創出、公共交通の充実、安全なくらしの確保、健康と福祉のまちづくり、子育て環境の整備

「教育」

次代を担う人材の育成や、生涯を通じて学べる教育の充実を図り、新しい文化と価値を創造するまちづくりを進める。

都市像：市民と共に育つ、教育文化都市

重点プラン：未来を担う子どもの育成、文化・スポーツ都市の実現

新・新潟市総合計画に対する平成 20 年度、21 年度及び 22 年度の実施状況は、以下のとおりである（次ページ）。

都市像 : 地域と共に育つ、分権型協働都市

政策名	指標名	現状値 (H19)	H20		H21		H22	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
1. 市民と共にまちを育てる	1 市民活動支援センター利用登録団体数	283	283	328	300	394	320	457
	2 まちづくり講座受講者数(累計)	788	918	924	1,038	1,125	1,158	1,418
	3 男性育児休業取得率	0	0	1.7	2.0	1.0	5.0	1.4
	4 男女共同参画の啓発や人材育成の関する主催講座受講者数(延べ人数)	1,414	1,200	1,367	1,200	1,216	1,200	835
	5 男女共同参画推進センター相談室の相談延べ件数	1,091	1,100	1,318	1,100	1,472	1,100	1,656
2. 個性ある地域づくり	6 にいがた地元学交流会などの参加者数	150	280	200	300	180	300	-
	7 あるもの探し支援団体数	-	-	-	5	0	5	0
	8 地域の素材を活かすアイデアを作る事業実施コミュニティ協議会数	16	24	5	24	1	-	-
3. 市民と行政の信頼のきずな	9 「定員適正化計画」を実行することによる職員数の削減(職員数)	7,975	7,867	7,792	7,702	7,593	7,537	7,573
	10 「新潟市行政改革プラン2005」を実行し、事業を見直すことによる人件費以外の削減額(百万円) H16比 H17~H21の削減額累計	2,857	4,652	5,124	7,099	8,021	-	-
<p>「市民活動支援センター利用登録団体数」及び「まちづくり講座受講者数」は共に増加傾向にあり、協働のまちづくりへの機運が高まった。又、男性の育児休業取得率は目標値に届かなかった。</p> <p>「にいがた地元学交流会などの参加者数」「あるもの探し支援団体数」については、地域コミュニティ推進フォーラムなどの普及啓発活動への参加者を対象としているが、現在は「水と土の芸術祭」など地元学の手法を交えた事業が多方面で企画・実施されるなど、地元学の考え方を普及啓発する段階から、具体的な事業を展開する段階へ移行しており、上記指標を追いかけて、未記入とした。</p>								

(出所) 「新・新潟市総合計画第2次実施計画 実施状況について」に基づき作成

都市像 : 大地と共に育つ、田園型拠点都市

政策名	指標名	現状値 (H19)	H20		H21		H22	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
1. 田園型 拠点都市 にふさわ しいまち の姿	1 除草剤散布から草刈やグラ ンドカバープランツへ移行 した水路の距離(m)	528	2,000	1,919	3,000	2,718	4,000	3,516
	2 佐潟水鳥・湿地センター年 間来場者数	70,000	70,000	75,094	80,000	80,056	80,000	70,044
	3 水の公園福島潟年間来園者 数	150,000	150,000	112,372	150,000	102,543	150,000	106,926
2. 都市と 田園が恵 み合う関 係	4 食と農の学校の参加者数	19	60	44	80	71	100	81
	5 市民農園(すこやか農園) 区画数	1,063	1,063	1,063	1,200	1,066	1,260	1,077
	6 収穫体験農園(市民ランド) 参加数(組)	371	425	503	530	460	530	405
	7 農業サポーターの人数	20	30	40	60	130	100	185
	8 地産地消推進の店認定数	-	50	49	60	68	70	74
	9 農業体験取り組み学校数	-	60	58	70	94	80	97
3. 田園型 拠点都市 を際立た せる食と 花	10 園芸作物生産額(百万円)	24,550	-	-	30,000	-	-	-
	11 食と花の国際見本市来場者 数(隔年開催)	589	-	-	3,000	3,728	-	-
	12 認定農業者数	2,380	2,416	3,085	3,200	3,137	3,250	3,212
	13 農業法人数	79	81	119	110	117	115	119
	14 水産物加工品の開発品目数	13	14	13	15	13	16	21
4. 市民と 築く環境 先進都市	15 下水道への接続率	87.1	87.5	87.7	87.9	88.3	88.3	88.5
	16 1人・1日あたり家庭系ごみ (可燃・不燃・粗大)排出量 (g)	673	550	546	500	479	500	473
	17 リサイクル率(資源化量/総排出 量)	18.8	23.0	25.7	25.0	27.5	26.0	27.0
	18 廃油市民回収リサイクル量 (燃料化:L)	7,000	25,000	35,000	35,000	34,000	40,000	39,000
	19 こどもエコクラブの会員数	300	300	197	350	268	350	290

「佐潟水鳥・湿地センター年間来場者数」及び「水の公園福島潟年間来園者数」については、通常どおりイベントを開催したが、猛暑・豪雪などの天候不順等の影響もあり、目標値に達しなかった。
「農業サポーターの人数」は目標値を大きく上回ったが、一方、「認定農業者数」は、増加傾向にあるものの、米価低落等をはじめとした農業情勢の悪化により、目標値に達しなかった。
「1人・1日あたり家庭系ごみ(可燃・不燃・粗大)排出量」については、平成21・22年度の目標値500gに対し、実績479g・473gと減少傾向にあり、ごみの有料化などの取り組みが進み、目標を達成した。

(出所)「新・新潟市総合計画第2次実施計画 実施状況について」に基づき作成

都市像 : 世界と共に育つ、日本海交流都市

政策名	指標名		現状値 (H19)	H20		H21		H22	
				計画	実績	計画	実績	計画	実績
1. 都市を 活気づけ る交流人 口の拡大	1	観光入込客数(万人)	1,280	1,350	1,392	1,375	1,420	1,375	-
	2	宿泊者数(万人)	160	165	151	170	157	172	-
	3	外国人入込客数	44,000	47,000	40,410	52,000	33,540	56,000	-
	4	外国人宿泊者数	33,000	36,000	38,320	38,000	30,396	40,000	-
	5	国際規模のコンベンション開催件数	22	27	30	27	28	27	26
	6	全国規模のコンベンション開催件数	94	96	103	99	106	102	101
2. 世界との交流と 協調による飛躍	7	国際交流会参加外国人児童生徒数	16	16	16	16	-	16	16
	8	国際交流会参加日本人児童生徒数	200	200	23	200	-	200	30
3. 産業が 生まれ育 ち都市が にぎわう	9	中小企業への事業高度化 や販路拡大などの支援数 (会社・人)	310	350	368	375	474	385	1,385
	10	賃料補助を受けた独立創業者数	3	3	0	5	2	6	0
	11	インキュベーション施設 を利用した独立創業者数	1	1	1	3	0	3	3
	12	地域商店街年間商品販売 額(万円)	940,963	-	-	934,843	-	-	-
	13	中高生の仕事感を育てる イベントの体験者数	1,643	1,800	1,811	1,800	2,061	1,900	1,915
	14	企業誘致数(国内)	10	11	6	6	2	6	3
	15	海外見本市参加企業数	16	18	11	19	26	19	22
4. 日本海 政令市の 拠点性の 強化	16	都市計画道路の整備率	60.5	61.4	61.7	62.1	61.8	62.6	61.9
	17	外貿コンテナ取扱量(千 TEU)	161	-	157	158	143	158	168
	18	航路数(外貿コンテナ・ フェリー)	11	12	11	12	12	13	13
	19	新潟空港利用者数(千人)	1,212	1,142	1,095	1,100	954	1,100	942
	20	バリアフリー対応バス導 入率	33	38	39	43	44	47	51
5. 賑わう まちなか	21	優良な都市型住宅の増加 (累計)	459	503	503	854	754	984	991
	22	万代島市民市場の利用者 数	-	-	-	-	-	40	32
	23	古町商店街歩行者交通量 (1日あたり)	35,221	40,100	35,502	40,400	36,796	40,800	28,640

「観光入込客数」「外国人入込客数」は、平成22年度から県観光動態調査が新基準(共通基準)となり、10~11月公表予定としているため、未記入とした。

「中小企業への事業高度化や販路拡大などの支援数(会社・人)」については、ビジネス支援センターを開設したことにより、利用者数が大幅に増加した。

「外貿コンテナ取扱量」はV字回復し、平成22年は過去最高の取扱量となった。一方、「新潟空港利用者数」は、世界的な景気後退の影響を受け旅行ビジネス需要が減少し、国内外路線において機材小

型化，減便及び季節運航化されたため、目標値に達しなかった。
「古町商店街歩行者交通量 1日あたり」の減少は、大和撤退の影響が大きいと考えられる。

(出所)「新・新潟市総合計画第2次実施計画 実施状況について」に基づき作成

都市像 : 安心と共に育つ、くらし快適都市

政策名	指標名	現状値 (H19)	H20		H21		H22	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
1. 毎日の安全なくらしを守る	1 刑法犯認知件数	11,054	10,840	10,795	10,500	9,792	10,500	9,229
	2 防犯ボランティア活動参加人員	2,500	2,700	2,302	3,000	3,304	3,400	3,365
	3 自主防災組織結成率	58.6	64.0	67.2	70.0	72.3	74.0	76.0
	4 学校施設耐震化率	48.2	-	61.1	66.7	70.1	75.0	78.3
	5 都市浸水対策達成率	51.8	51.9	52.7	52.2	53.2	52.3	57.7
2. 心豊かに健康でいきいき過ごす	6 児童生徒の朝食の欠食率	3.0	2.7	3.9	2.5	3.4	2.0	3.0
	7 学校給食における地産地消の推進率(市内産食材数ベース)	11.0	11.5	14.5	12.0	15.4	12.5	14.7
3. 適切な地域医療の確保	8 市民病院患者満足度(外来)の向上	70.0	70.0	86.0	73.0	89.0	76.0	88.0
	9 応急手当講習修了者総数(普通救命講習以上の受講者)	77,000	86,000	84,916	95,000	94,821	104,000	101,906
	10 救急救命士数	119	125	125	131	131	137	140
4. こどもたちの健やかな育ちの支援	11 病児デイサービス実施施設数	3	4	3	5	4	6	4
	12 平日19時までの延長保育実施園数(公立および私立保育園合計)	127	146	148	155	159	155	169
	13 地域子育て支援センター設置施設数(公立および私立保育園合計) 小規模型指定施設の見直し含む	27	31	31	31	35	29	37
5. 長寿社会をいきいき過ごす	14 高齢者の生きがいづくりのための講座や講演会等の参加者延べ人数	37,758	38,800	36,435	39,850	33,737	40,900	32,253
	15 新潟市シルバー人材センター会員数	4,982	5,250	5,023	5,300	5,189	5,350	5,248
	16 あんしん連絡システム利用件数	2,305	2,360	2,319	2,410	2,215	2,460	2,086
	17 高齢者虐待相談件数(新規)	129	133	127	136	152	140	150
6. 障がいのある人の自立支援	18 こころの健康センター・関係機関における相談件数	9,730	10,000	11,072	10,000	11,485	10,000	11,863
	19 障がい者施設からの一般就労移行者数	18	27	31	36	34	45	44

政策名	指標名	現状値 (H19)	H20		H21		H22	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
	20 障がい者向けリフォーム 助成件数	79	85	78	86	88	88	91
7. 安心な くらしの 保障	21 市営住宅の建替えによる 入居可能世帯数	24	-	-	36	-	58	34
8. 地域保 健福祉の 充実	22 急患診療センター利用者 数	36,668	36,668	36,858	48,000	66,250	48,000	63,876
9. 緑豊か な居住環 境	23 すまいづくり教室の年間 参加家族数	74	71	52	71	167	71	159
	24 市民一人当たり公園面積 (m2)	10.51	10.53	10.66	10.58	10.85	10.63	11.00
	25 緑化活動団体数	245	250	270	255	285	260	331
10. 快適 で安全な 生活基盤 づくり	26 道路改良率（幅員 5.5m 以 上の道路への整備の割 合）	20.5	20.7	19.3	20.9	20.9	21.1	21.0
	27 中心市街地幹線道路の無 電柱化率（商業地域にお ける 4 車線以上の道路等 を対象）	83.4	86.0	83.2	90.0	83.2	93.5	83.2
	28 交通安全教室実施回数	560	580	661	600	669	620	724
	29 下水道処理人口普及率	71.9	73.8	73.4	75.3	74.7	77.1	77.1
<p>「学校施設耐震化率」は、工事前倒しにより目標を上回った。</p> <p>「児童生徒の朝食の欠食率」は学校と家庭の連携を深め、年々減少しているものの、目標値に達しなかった。</p> <p>「市民病院患者満足度（外来）の向上」においては御意見箱などを通じ、患者さんの意見を聴き、改善を図ったことが満足度向上に反映されたと考えられる。</p> <p>「平日 19 時までの延長保育実施園数」及び「地域子育て支援センター設置施設数」は施設整備等により、目標を上回った。</p> <p>在宅における「あんしん連絡システム利用件数」については、施設入所等による解約者数が増えたため、利用件数が減少した。</p> <p>「急患診療センター利用者数」は、新センターを開設により、利用者数が増加した。</p> <p>「交通安全教室実施回数」が増えたことにより、交通事故発生件数の減少に一定の効果を与えたと考えられる。（平成 19 年 5,249 件 平成 22 年 4,007 件）</p>								

（出所）「新・新潟市総合計画第 2 次実施計画 実施状況について」に基づき作成

都市像 : 市民が共に育つ、教育文化都市

政策名	指標名	現状値 (H19)	H20		H21		H22	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
1. 地域と家庭が人を育てる	1 地域教育コーディネーターの配置校数	8	40	40	64	64	64	105
	2 ふれあいスクール(子ども型)実施校数	34	38	39	43	43	47	47
	3 ふれあいスクール(公民館出前型)実施校数	4	8	8	16	17	24	35
	4 生涯学習ボランティアバンク登録者数	599	700	714	750	840	800	856
2. 自分の力に自信をもつ心豊かな子ども	5 カウンセラー養成人数	-	-	-	61	61	57	57
	6 集団活動・生活体験活動を推進するジュニアリーダー登録数	12	50	31	50	35	50	16
	7 青少年の「居場所」開設箇所数	15	16	16	16	16	18	17
	8 国際子どもフォーラムに参加し、有意義だったと感じた子どもの割合	94	94	100	94.0	-	94.0	100.0
	9 中高一貫校の開設(高志中等教育学校)	-	設置(11月)	開校(11月)	開校	開校	-	整備
	10 幼・小・中一貫教育推進モデル中学校区(校区)	2	5	5	8	8	16	26
3. 生涯を通じて学び育つ新潟市民	11 生涯学習相談ボランティア数	29	40	29	40	24	50	21
	12 にいがた市民大学受講者数	567	600	508	600	506	600	406
	13 アクティブシニア講座等受講者数	63	100	171	100	190	800	801
4. 学びを支援する学習環境	14 学校施設の大規模改修達成率	32.4	40.0	38.4	47.7	44.3	55.5	51.6
	15 教育関係職員向け研修プログラム受講者の満足度	70.0	75.0	80.0	80.0	82.0	80.0	84.5
	16 学社民融合研修受講者数	406	600	468	600	525	600	1,104
	17 オンラインワンスクール実施校累積	11	11	11	20	20	20	20
5. 文化の振興	18 にいがたマンガ大賞応募作品数	294	300	340	310	347	310	336
	19 美術館入館者数	131,326	132,500	239,649	137,850	139,058	143,220	110,236
	20 市民芸術文化会館 コンサートホール稼働率	83.3	78.0	84.6	80.0	83.3	80.0	90.7
	21 市民芸術文化会館 劇場稼働率	75.3	84.0	77.6	85.0	81.7	85.0	90.7
	22 市民芸術文化会館 能楽堂稼働率	51.6	57.0	39.8	60.0	55.7	60.0	42.1
	23 歴史博物館企画展等観覧者数	24,597	23,800	22,977	23,800	8,576	23,800	25,430
6. まちづ	24 新潟マラソン申込者数	5,473	6,000	6,353	6,300	6,500	8,000	9,058

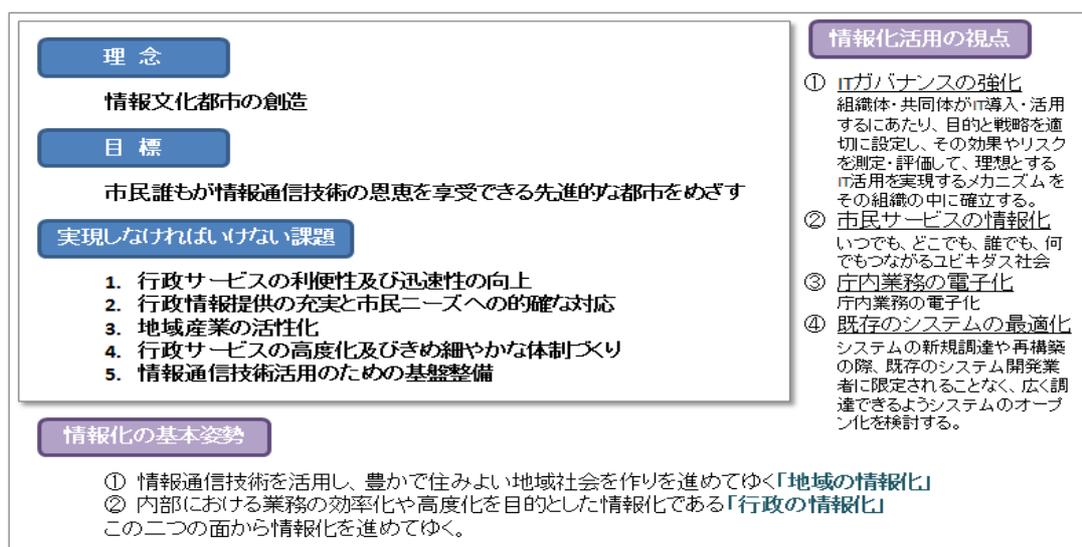
政策名	指標名	現状値 (H19)	H20		H21		H22	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
くりに活 かす生涯 スポーツ	25 国体出場選手における本市出身選手の割合	42.7	43.0	39.7	45.0	47.7	46.0	47.4
	26 プロスポーツ選手等へ接する機会を提供するふれあい事業参加者数	9,934	9,500	6,283	8,200	6,974	9,000	6,323
	27 国際大会等開催数	5	7	7	5	5	5	5
	28 スポーツ振興会事業実施数	376	400	388	400	408	400	485
<p>「地域教育コーディネーターの配置校数」の増加を図り、地域との結びつきを深めた。</p> <p>「にいがた市民大学受講者数」は、周知に努めたものの、目標値に達しなかった。</p> <p>「学校施設の大規模改修達成率」については、耐震化工事を優先したことにより、目標値に達しなかった。（学校施設耐震化率は向上）</p> <p>「市民芸術文化会館 コンサートホール稼働率・劇場稼働率」及び「歴史博物館企画展等観覧者数」はそれぞれ増加し、「新潟マラソン申込者数」については、砦谷小路、萬代橋等の市街地を走る新・コースに変更したことで、大幅に増加した。</p>								

（出所）「新・新潟市総合計画第2次実施計画 実施状況について」に基づき作成

(2) 新潟市情報通信技術活用推進計画 ver2

「新・新潟市総合計画」の策定を受け、平成14年に策定した「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver1」を平成19年に「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver2」としてバージョンアップした。

「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver2」の「理念」と「目標」および情報通信技術を活用して「実現しなければいけない課題」、更には情報化を図る上で必要となる基本方針となる「情報化の基本姿勢」と「情報化活用の視点」は、以下のとおりである。



具体的な施策策定時の方向性としては、バージョンアップのきっかけとなった「新・新潟市総合計画」の「協働」「互恵」「交流」「安心」「教育」の5つのキーワードで示されている。具体的な施策と活動状況については、下記一覧で見ることができる。

■ 「協働」 都市像：地域と共に育つ、分権型協働都市

政策	内容	具体的な施策	20年	21年	22年
1	地域と共にまちを育てる	NPO活動の支援			
		(1) 市民公益活動の支援		運用	
2	市民と行政との信頼のきずな	市民生活を便利にするための情報化の推進 効果的な行政を実現するための情報化の推進			
		(1) 電子入札システム		運用	
		(2) 電子機器利用による選挙システムの検討		検討	
		(3) 地理情報システムの統合・活用	運用・対	応業務	拡大
		(4) ファイルサーバシステムの構築	検討構築	運用	
		(5) 基幹業務系システムの再構成	改善案 作成	基本設計	
		(6) 内部庶務事務の電子化 ・内部管理事務システム検討 ・総務事務センター	検討	構築	運用
		(7) 情報セキュリティ対策の実施		構築	外部委託化
		(8) 職員の人材育成研修の拡充		運用	
		(9) 行政情報提供の拡充		運用	
		(10) コールセンターの運用（FAQ作成・閲覧）		運用	
		(11) 公共施設予約システム		運用	
		(12) 粗大ごみ受付センターシステム	構築	運用	
		(13) 電子申請・届出システムの構築	構築	運用	
		(14) 電子収納システムの構築	構築	運用	
		(15) エルタックス電子申告システム	検討構築	運用	
		(16) 文書管理システムの構築	構築	運用	
		(17) 市民の意見を広く受け付ける場の拡充		運用	
		(18) 公共情報端末の拡充		拡充	
(19) 住民基本台帳カード（ICカード）の多目的な活用		検討			

(出所)「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver2」に基づき作成

■ 「互恵」 都市像：大地と共に育つ、田園型拠点都市

政策	内容	具体的な施策	20年	21年	22年
1	田園型拠点都市を際立たせる食と花	農産物のブランド化			
		(1) 農水産業活性化へ向けた情報通信技術の活用	検討	構築	
		(2) 中央卸売市場情報ネットワークシステムの整備		運用	
2	市民と築く環境先進都市	(3) 新・農地基本台帳システムの構築	検討	構築	運用
		安心・快適な環境を守り、つくる 廃棄物の減量・リサイクルの促進			
		(1) 環境情報提供システムの拡充		運用	
		(2) 有料制ごみ処理手数料処理システム	構築	運用	

(出所)「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver2」に基づき作成

■ 「交流」 都市像 : 世界と共に育つ、日本海交流都市

政策	内容	具体的な施策	20年	21年	22年
1	都市を活気づける交流人口の拡大	まちの魅力の発信			
		(1) 観光・コンベンションに関する情報発信の拡充		運用	
2	産業が生まれ育ち都市がにぎわう	中小企業等の経営強化の支援			
		(1) 中小製造業の情報のデータベース化及び情報提供		運用	
		(2) 新事業創出の支援	運営	補助	
		(3) ビジネス情報の提供		運用	
		(4) 産業・企業に関する情報発信の拡充		運用	
		(5) 大学・研究機関と企業との連携促進		運用	
		(6) 企業立地情報ネットワークシステム		運用	
		(7) 空き店舗情報のデータベース化及び情報提供への支援		運用	
		(8) 情報通信関連産業の立地促進		運用	
3	日本海政令市の拠点性の強化	バス、軌道系交通の機能強化			
		(9) 高度道路交通システム（ITS）の推進		運用	

(出所) 「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver2」に基づき作成

■ 「安心」 都市像 : 安心と共に育つ、くらし快適都市

政策	内容	具体的な施策	20年	21年	22年
1	毎日の安全な暮らしを守る	防災安全対策の推進 災害応急対策の充実			
		(1) 消防指令管制システム (2) 災害対策センター（災害対策本部機能）の整備	検討構築	運用	運用
2	こどもたちの健やかな育ちの支援	こどもに関する相談体制の拡充			
		(1) 新潟市児童相談所システム		運用	
3	長寿社会をいきいきすごす	高齢者の生きがいづくりの推進			
		(1) 後期高齢者保険料徴収システム (2) 徘徊高齢者等の家族への支援		運用	運用
4	障がいのある人の自立支援	雇用促進と就労支援			
		(1) 障がい者ITサポート事業	調査分析	運用	

(出所) 「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver2」に基づき作成

■ 「教育」 都市像 : 市民が共に育つ、教育文化都市

政策	内容	具体的な施策	20年	21年	22年
1	生涯を通じて学び育つ新潟市民	主体的な学習を支えるシステムづくり 学び育つ各世代の支援			
		(1) 生涯学習支援システムの拡充		実施	
		(2) 生涯学習センター情報コーナーの設置・運用		運用	
		(3) 図書館情報システムの拡充 ・4館システム統合 ・レファレンスDB構築	検討構築	構築 運用	運用
2	学びを支援する学習環境	効果的な指導を支援する施設設備の整備 教育関係職員の研修プログラムの充実 教育情報の収集と発信			
		(1) 教育機関における情報通信機器利用環境の拡充		運用	
		(2) 教育ネットワークの整備		検討	
		(3) 教職員に対するサポートの拡充		運用	

政策	内容	具体的な施策	20年	21年	22年
3	文化の振興	歴史的資料の保存と活用			
		(1) 公文書等目録検索システム	整理	検討	構築

(出所)「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver2」に基づき作成

(3) 新潟市の情報化への取り組み(総務部 IT 推進課 年度業務概要より)

「新・新潟市総合計画」や「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 2」の策定を受け、情報システム部門としての総務部 IT 推進課(以下、この章において「IT 推進課」という)は、毎年「年度業務概要」を作成し、具体的な内容を明確にして活動を推進している。

年度業務を進める基本方針として「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 2」に記載されている「情報化の基本姿勢」である「市民生活を便利にするための情報化(地域の情報化)」と「効率的な行政を実現するための情報化(行政の情報化)」を定め、具体的な施策として、「地域の情報化」として3項目、「行政の情報化」として6項目を展開している。

1. 市民生活を便利にするための情報化(地域の情報化)	
市民のライフスタイルの多様化などから生じる市民ニーズに応えるため、市民などが24時間どこでも簡単に電子申請などの行政サービスを利用できる仕組みを、情報通信技術を効果的に活用し構築することで市民生活の利便性の向上を図ります。	
ア	申請・届出の総合窓口 現在、直接市役所、区役所に出向くか郵送で行っている各種申請・届出の行政手続きなどを、インターネットを利用して24時間いつでも電子的に行え、必要な書類をダウンロードできる電子申請・届出システム(申請・届出の総合窓口)の運用を行います。
	電子収納 新潟市の手数料や税金などの支払いを、金融機関が提供するインターネットを利用した電子決済サービス(インターネットバンキング、ATMなど)や、全国のコンビニエンスストアチェーン店などを通じて、「いつでもどこでも簡単に」できるようにする電子収納システムを構築します。
ウ	公共施設予約 インターネットを通じて、24時間、体育施設や公民館などの公共施設の空き情報の確認と予約申込が行える公共施設予約システムの運用を行います。

2. 効率的な行政を実現するための情報化(行政の情報化)	
増大する行政への市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、情報通信技術の効果的な活用を図る電子自治体の取り組みを推進し、事務の効率化・高度化や行政コストの軽減などを図ります。	
ア	情報通信ネットワーク 行政サービスの向上及び行政事務の効率化を図るために、市役所庁舎内や本庁舎と出先機関の間は、それぞれネットワークで接続されています。ネットワーク接続により、住民票の写しや印鑑証明などの証明書類を出先機関で効率的に交付できます。また、グループウェアやファイルの共有、予算の歳入・歳出管理等を行う財務会計システム等、各種システムの利用に活用しています。
	グループウェアシステムの運用 庁内の情報共有や事務の効率化を図るために、電子メールや掲示板、ディスカッションなどをはじめとするグループウェアシステムを平成11年10月より運用しています。
ウ	文書管理システムの運用 行政が扱う文書の收受、起案、決裁、供覧、廃棄に至るまでの流れを電子文書により一貫して管理できる文書管理システムを平成20年10月より運用しています。文書管理シ

2. 効率的な行政を実現するための情報化（行政の情報化）	
	システムを利用することで、文書情報の共有化による事務の円滑化、文書事務の標準化・適正化による行政事務の簡素・効率化、行政地域の広域化による距離に左右されない迅速な意思決定が行えます。また、市ホームページ上に文書目録を掲載して、検索や情報公開請求などが行えるほか、公開決定文書の一般公開や、公示文書などを掲載する電子掲示場の設置をするなど、積極的な行政情報の提供及び迅速な情報公開を推進します。
エ	事務用パソコン等の設置 事務用パソコンやプリンタなどを各所属に設置し、事務処理に活用しています。
オ	職員研修 設置している各機器をより効果的に利用し、さらなる業務の効率化を図るために、職員の能力向上を目的とした研修を実施しています。 ワード（文書作成）研修 エクセル（表計算）研修 アクセス（データベース）研修 ホームページ作成研修（新潟市アクセシビリティ編を含む） パワーポイント（プレゼンテーション）研修 新潟市情報セキュリティ研修 アクトバット（電子申請書作成）研修 ドキュワークス（文書管理）研修
カ	情報セキュリティポリシー 情報技術の進展に伴う様々なリスクに対応するため、本市の情報セキュリティ対策の指針となる情報セキュリティポリシーを策定し運用しています。

上記、施策の中で「迅速」かつ「円滑」に業務を行うために情報システムを利用している。住民サービスの向上のために効率よく事務を行う必要性から、情報システムを利用することは避けて通ることは出来ない状況である。IT推進課として管理している情報システムや外注化している業務は、以下のとおりである。

1. 中央電子計算機処理業務（稼働システム）					
システム名	概要	担当部署	20	21	22
住民記録システム （昭和60年2月稼働）	氏名や住所など市民の基本情報を基に、住民票の発行や、小中学校の入学案内・成人式の案内などの該当者抽出、人口統計などを行っています。また、他の業務システムで使用する各種住民情報を提供するなど、中核をなすシステムです。	市民総務課			
印鑑登録システム （昭和61年6月稼働）	印鑑登録をした印鑑の「印影」を中央電子計算機に取り込んで、印鑑登録証明の発行を行っています。	市民総務課			
戸籍システム（平成11年3月稼働）	電子化された戸籍情報を基に、戸籍全部事項証明・個人事項証明の発行、統計資料の作成などを行っています。	市民総務課			
個人市県民税システム（昭和62年11月稼働）	市民の「個人所得」や、扶養人数や社会保険料などの「所得控除」といった情報を基に、申告書・納付書等の印刷、統計資料の作成を行っています。 平成16年4月より「市民税オンラインシステム（サーバ機）」が稼働し、現在は運用支援システムとして稼働しています。	税制課			
法人市県民税システム（昭和62年4月稼働）	市内法人の住所や従業員数などの基本情報や、提出された申告書情報を基に、申告書・納付書等の印刷、統計資料の作成を行っています。 平成16年4月より「市民税オンラインシステム（サーバ機）」が稼働し、現在は運用支援システムとして稼働しています。	税制課			
軽自動車税システム（昭和62年4月稼働）	原付バイクや軽自動車の車両情報・所有者情報を基に、納付書等の印刷、統計資料の作成を行っています。	税制課			

1. 中央電子計算機処理業務（稼働システム）					
システム名	概要	担当部署	20	21	22
稼働)	平成 16 年 4 月より「市民税オンラインシステム(サーバ機)」が稼働し、現在は運用支援システムとして稼働しています。				
固定資産税システム(昭和 62 年 11 月稼働)	市内の課税対象となる土地、家屋の所有者や面積、評価額などの情報、また市内で工場や商店などを営む事業者から申告された償却資産(備品等)の情報を基に、固定資産税・都市計画税の税額計算、納付書等の発行、名寄帳や課税台帳の作成を行っています。	資産税課			
税収納システム(昭和 62 年 4 月稼働)	各種市税の収納情報を基に、口座振替済通知書や督促状等の発行を行っています。 平成 16 年 4 月より「税収納オンラインシステム(サーバ機)」が稼働し、現在は運用支援システムとして稼働しています。	納税課			
税証明システム(昭和 62 年 4 月稼働)	固定資産税評価証明書を窓口で発行しています。 「市民税オンラインシステム(サーバ機)」「税収納オンラインシステム(サーバ機)」の稼働に伴い、そのほかの各種証明書については、現在各システムより発行しています。	税制課			
国民健康保険システム(昭和 63 年 4 月稼働)	国民健康保険の加入者情報、加入状況、保険料の納入情報を基に保険料の計算、納付書・通知書等の印刷、納められた保険料の収納管理を行っています。	保険年金課			
介護保険システム(平成 11 年 10 月稼働)	介護保険の加入者情報、加入状況、保険料の納入情報を基に保険料の計算、納付書・通知書等の印刷、納められた介護保険料の収納管理を行っています。	高齢介護課			
国民年金システム(平成元年 4 月稼働)	国民年金の各種届出や、転出等の異動情報を基に、社会保険事務所での年金加入資格判定を支援するシステムです。また、国民年金受給者の資格管理も行っています。	保険年金課			
母子寡婦福祉資金貸付システム(平成 8 年 4 月稼働)	母子寡婦福祉資金貸付申請者の登録、返済金の納付書・お知らせ等の印刷を行っています。また、返済金の収納管理も行っています。 平成 19 年 4 月より「母子福祉システム(サーバ機)」が稼働し、現在は運用支援システムとして稼働しています。	こども未来課			
児童手当システム(平成元年 4 月稼働)	児童手当受給者・請求者の方へお知らせする通知書の発行を行っています。 平成 16 年 4 月より「児童手当システム(サーバ機)」が稼働し、現在は運用支援システムとして稼働しています。	こども未来課		○	-
保育料システム(平成元年 4 月稼働)	保育園入園児の保育料の納付書・通知書等の印刷を行っています。 平成 16 年 4 月より「保育料システム(サーバ機)」が稼働し、現在は運用支援システムとして稼働しています。	保育課			
清掃手数料システム(平成元年 4 月稼働)	くみ取り式トイレ利用者のし尿くみ取り手数料等の計算、納付書の出力を行っています。また、納められた手数料の収納管理も行っています。 平成 19 年 4 月より「清掃手数料システム(サーバ機)」が稼働し、現在は運用支援システムとして稼働しています。	廃棄物対策課			
下水道受益者負担システム(平成元年 4 月稼働)	下水道受益者負担金の計算、対象者への申告書・納付書の印刷を行っています。また、納められた負担金の収納管理も行っています。 平成 17 年 4 月より「下水道受益者負担金・分担金システム(サーバ機)」が稼働し、現在は運用支援システムとして稼働しています。	経営企画課			

1. 中央電子計算機処理業務（稼働システム）					
システム名	概要	担当部署	20	21	22
宛名システム（昭和 62 年 4 月稼働）	各システム登録者の個人・法人について、氏名・名称・住所等を集中管理しています。	関係各課			
財務会計システム（平成 9 年 4 月稼働）	市の予算に関する計画（予算編成）、実施（予算執行）から評価（決算統計）に至る一連の財務会計事務を行っています。また、蓄積された情報を、予算執行実績の把握、計画策定・政策決定等の支援、資金管理、経営分析等に活用しています。 平成 19 年 4 月より「（新）財務会計システム（サーバ機）」が稼働し、現在は一部帳票の出力のみ行っています。	財務課 会計課 契約課			
後期高齢者システム（平成 20 年 4 月稼働）	後期高齢者医療保険の納付書・通知書等の印刷を行っています。 平成 20 年 4 月より稼働している「後期高齢者システム（サーバ機）」の運用支援システムとして稼働しています。	保険年金課			
子ども手当システム（平成 22 年 4 月稼働）	住民票記載事項の子ども手当項目の更新を行っています。 平成 22 年 4 月より稼働している「子ども手当システム（サーバ機）」の運用支援システムとして稼働しています。	子ども未来課	-	-	

2. 中央電子計算機処理業務（コンピュータ・セキュリティ対策）					
中央電子計算機を利用した業務については、以下の安全対策（セキュリティ対策）を行っています。			20	21	22
システムの信頼性向上対策	<ul style="list-style-type: none"> 重要データファイル及びプログラムのバックアップを実施しています。 システム構造を二重化し、一方に障害が発生しても各業務への影響を最小限に抑えながら機能回復作業ができるようにしてあります。 障害発生時の早期回復機能が装備されています。 				
不正行為対策	<ul style="list-style-type: none"> 指紋認証による入室管理装置の設置により部外者を排除しています。 ＩＤカード及びパスワードの活用により、指定された職員以外は端末装置から中央電子計算機へのアクセスができないようにしてあります。 端末装置から処理できる業務は、各課ごとに制限を加えています。また、画面上の不必要項目は、見えないようにマスク処理してあります。 				
災害対策等	平成 20 年 5 月より、防犯・不正行為対策及び停電、地震、火災などの災害対策の施された民間データセンターに中央電子計算機を設置し運用を行っております。				

3. 中央電子計算機以外の電子計算機処理業務					
システム名	担当課	20	21	22	
例規データベースシステム	法制課				
男女共同参画促進センター情報図書室図書検索システム	男女共同参画課				
財務会計システム 文書管理システム 電子申請・届出システム 電子収納システム	IT 推進課				
人事情報システム	人事課				
電子入札システム	契約課				

3. 中央電子計算機以外の電子計算機処理業務				
システム名	担当課	20	21	22
市町村土木積算システム	工事検査センター			
市民税オンラインシステム	税制課			
固定資産税補完システム	資産税課			
税収納オンラインシステム	納税課			
税収納支援システム				
災害時情報システム	危機管理防災課			-
総合防災情報システム		-	-	
高額療養費支給管理システム	保険年金課			
収納支援システム				
国民健康保険在宅医療等推進支援システム				
国民健康保険システム				
老人保健システム				
国民年金窓口受付システム				
後期高齢者システム				
住民票発行代替システム	市民総務課			
印鑑証明発行代替システム				
改正原戸籍システム				
外国人登録システム				
児童手当システム	こども未来課			
母子福祉システム				
子ども手当システム				
児童相談所システム	児童相談所			
保育料システム	保育課			
病児保育システム				
障がい福祉システム	障がい福祉課			
生活保護システム	健康福祉総務課			
介護保険システム（高齢者福祉システム）	高齢介護課			
介護保険システム				
大気環境常時監視システム	環境対策課			
環境総合台帳管理システム（大気・水質・騒音）				
清掃手数料システム	廃棄物対策課			
施設搬入分廃棄物処理手数料システム				
中央卸売市場システム	中央卸売市場			
建築確認支援システム	建築行政課			
都市景観フォトモニタージュシステム				
市営住宅管理システム	住環境政策課			
土木積算システム	土木総務課			
道路占用許可台帳管理システム				
地籍調査システム	農村整備課			
医療情報システム	市民病院医事課			
消防局活動支援情報システム	消防局指令課			
上下水道料金調定収納システム	水道局業務課			
企業会計システム	水道局財務課			
加入金システム	水道局中央事業所 工務課			
財務会計システム	教育委員会学務課			
学校財務サブシステム				
生涯学習情報提供システム	教育委員会生涯学 習センター			
図書館情報システム	中央図書館			
農地基本台帳システム	中央農業委員会事 務局			
保健所情報システム	保健所健康衛生課			

4. 電子計算機処理委託業務				
処理業務名(システム名)	担当課	20	21	22
土地家屋図面情報電算システム化事業 土地評価システム整備事業	資産税課			
国保事務共同電算業務 老人保健医療事務共同電算事務	保険年金課			
介護保険システム	高齢介護課			
労働実態調査集計業務	商工労働課			
水田農業経営確立対策業務	農業政策課			
市場月報・年報統計事務	中央卸売市場			
道路台帳加除修正業務	土木総務課			
下水道台帳管理システム	経営企画課			
市立高等学校・幼稚園・授業料等口座振替 就学援助計算業務	教育委員会学務課			-

最近の状況としては、「児童手当システム」と併せて「子ども手当システム」が平成 22 年度より稼働を開始している。また、「災害時情報システム」については、平成 22 年度より稼働を停止し、代替システムとして「総合防災情報システム」が平成 22 年度より稼働を開始している。

業務委託されていた「就学援助計算業務」については、平成 22 年度より委託を停止している。

2. 政令指定都市の中での新潟市の状況

政令指定都市として、札幌・仙台・さいたま・千葉・横浜・川崎・相模原・新潟・静岡・浜松・名古屋・京都・大阪・堺・神戸・岡山・広島・北九州・福岡の 19 都市が認定されているが、これらの状況を総務省より報告されている「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果」を使い、行政情報化推進に関する職員・経費の視点から確認してみる。

なお、相模原市については、平成 22 年 4 月 1 日付けで政令指定都市となったため、今回の過去 3 年分の分析対象都市には含めていない。

3. 行政情報化推進に関する職員・経費

行政情報化推進を進めるために必要となる職員や経費については、「職員数」や「行政情報化推進経費」等のデータを用い、その状況を確認した。

都 市 名	年 度	所 属 職 員 人 数	派 遣 要 員 人 数	総 計	行政情報化推進経費										+「レ ンタル・ リース」 に占める 比率	+「委 託費」の 全体比 率	情 報 化 推 進 経 費	情 報 化 推 進 要 員 一 人 当 た り の 行 政 情 報 化	全 職 員 数	情 報 化 推 進 要 員 一 人 当 た り の 対 応 職 員 数
					機 器 購 入 費	レ ン タ ル ・ リ ー ス	回 線 使 用 料	機 器 ・ ソ フ ト の 保 守	派 遣 要 員 人 件 費	委 託 費	安 全 対 策 費	各 種 研 修 費 用	そ の 他	合 計						
札幌市	20	53	-	53	35,692	322,457	19,025	2,338,163	-	219,064	102,594	8,242	218,762	3,263,999						
	21	53	-	53	39,512	342,118	22,144	2,292,966	-	246,916	103,265	8,292	236,264	3,291,477						
	22	57	-	57	22,121	285,994	23,801	2,316,538	-	312,825	77,638	5,030	240,612	3,284,559	18.2%	¥7,624	14,373	252		
仙台市	20	43	-	43	46,058	1,631,421	109,274	502,804	-	1,589,437	6,111	12,752	117,139	4,014,996						
	21	42	-	42	1,461	1,649,830	102,021	205,068	-	1,048,667	36,640	6,833	132,662	3,183,182						
	22	39	-	39	6,815	1,469,637	107,579	323,935	-	1,214,468	11,303	6,833	110,499	3,251,069	82.6%	¥3,361	9,446	242		
さいたま市	20	38	22	60	895,050	1,153,255	138,421	131,662	18,592	516,842	-	4,423	111,206	2,969,451						
	21	38	22	60	-	3,282,566	287,351	-	59,854	2,925,902	-	3,349	144,837	6,703,859						
	22	35	-	35	-	2,928,581	284,842	-	-	1,953,015	-	4,074	224,570	5,395,082	90.5%	¥54,145	9,006	257		
千葉市	20	32	100	132	623	2,824,018	392,700	-	50,400	2,417,538	-	5,206	217,619	5,908,104						
	21	28	3	31	-	982,906	7,800	43,625	18,372	1,028,352	-	5,269	75,586	2,161,910						
	22	28	3	31	-	994,768	9,518	23,380	18,116	926,243	-	3,273	89,336	2,064,634	93.0%	¥6,601	7,375	238		
横浜市	20	52	-	52	-	2,047,076	162,511	274,483	-	1,675,053	20,176	6,780	407,436	4,593,515						
	21	54	-	54	3,028	2,039,907	193,953	229,946	-	1,701,083	28	2,993	351,071	4,522,009						
	22	50	-	50	92,007	1,908,294	188,467	338,057	-	1,539,203	73,548	8,220	283,574	4,431,370	77.8%	¥8,627	27,200	544		
川崎市	20	40	76	116	-	2,127,515	132,234	-	-	1,077,345	3,563	1,914	23,534	3,366,105						
	21	37	77	114	-	2,034,083	142,798	1,638	-	988,928	3,444	1,914	17,249	3,190,054						
	22	37	80	117	-	2,094,365	136,157	-	-	1,088,059	1,412	1,914	15,440	3,337,347	95.4%	¥8,524	13,678	117		
新潟市	20	24	7	31	7,000	941,309	123,451	30,730	54,638	567,369	202,083	3,560	43,746	1,973,886						
	21	24	7	31	3,000	901,331	64,091	31,451	52,932	358,212	193,605	2,208	29,060	1,635,890						
	22	22	6	28	3,624	712,085	208,793	17,992	28,762	277,209	203,569	2,083	45,310	1,499,427	66.0%	¥3,551	7,573	270		
静岡市	20	25	9	34	2,300	877,874	71,668	302,012	55,819	657,281	2,227	1,599	66,839	2,037,619						
	21	26	9	35	285	870,960	61,807	178,593	63,610	417,656	3,050	4,089	74,920	1,674,970						
	22	34	8	42	285	732,137	53,907	167,589	63,610	206,227	8,252	3,937	106,206	1,342,150	69.9%	¥1,956	6,389	152		
浜松市	20	31	3	34	10,421	866,037	279,035	41,178	60,518	252,704	-	5,082	138,317	1,653,292						
	21	34	4	38	1,517	811,033	275,845	45,138	30,593	331,981	-	4,622	178,178	1,678,907						
	22	32	4	36	3,421	925,082	218,702	47,158	30,648	267,997	-	4,131	419,502	1,916,641	62.2%	¥3,240	5,813	161		
名古屋市	20	23	2	25	-	424,721	42,488	2,109	-	134,492	19,733	2,280	59,839	685,662						
	21	22	-	22	-	386,690	42,488	2,109	-	140,707	40,081	2,151	8,067	622,293						
	22	22	-	22	-	358,931	42,488	322	-	114,372	40,081	1,547	27,783	585,524	80.8%	¥6,615	26,084	1,186		
京都市	20	39	19	58	3,139	610,457	56,729	67,557	119,758	205,793	1,877	1,190	65,139	1,131,639						
	21	39	17	56	1,500	670,518	41,183	314,542	103,005	57,641	8,000	711	291,802	1,488,902						
	22	47	17	64	1,500	676,670	41,183	280,912	95,607	47,841	5,914	1,136	189,032	1,339,795	54.1%	¥20,934	15,203	238		
大阪市	20	42	-	42	1,500	728,485	46,283	272,168	105,735	58,891	30,000	875	66,585	1,310,522						
	21	42	-	42	-	648,346	111,354	-	-	631,921	12,646	11,713	144,640	1,560,620						
	22	44	-	44	-	657,202	99,910	-	-	734,320	18,044	8,398	106,765	1,624,639	85.7%	¥6,924	38,979	886		
堺市	20	24	10	34	-	682,163	130,120	-	-	592,613	12,646	17,256	240,540	1,675,338						
	21	18	10	28	415	646,925	45,726	46,990	100,142	45,626	3,300	1,149	42,436	932,709						
	22	18	10	28	5,513	742,247	47,979	65,213	74,826	52,151	14,157	670	28,664	1,031,420	77.0%	¥6,836	6,409	229		
神戸市	20	46	43	89	3,450	710,429	24,583	64,109	247,351	390,356	-	6,971	194,439	1,641,688						
	21	48	45	93	-	735,948	23,652	43,220	270,433	579,900	-	5,933	141,632	1,800,718						
	22	46	3	48	-	768,258	23,257	38,720	259,524	543,568	-	5,821	195,309	1,834,457	71.5%	¥8,218	16,069	335		
岡山市	20	33	10	43	8,924	517,599	71,732	30,131	75,012	144,850	2,205	1,290	89,927	941,670						
	21	32	11	43	13,876	460,303	89,355	36,713	75,303	161,183	2,200	1,196	98,831	938,960						
	22	30	9	39	3,876	397,743	97,510	42,000	103,515	214,890	9,281	1,816	194,776	1,065,107	57.5%	¥27,310	5,873	151		
広島市	20	33	-	33	-	753,230	100,163	44,833	-	1,675,824	-	1,493	29,323	2,604,866						
	21	43	-	43	7,332	749,904	96,536	50,335	-	1,580,334	-	1,113	42,362	2,527,916						
	22	44	-	44	1,290	743,811	124,192	4,307	-	1,606,289	3,444	2,489	31,520	2,517,342	93.4%	¥7,212	11,670	265		
北九州市	20	38	82	90	79	773,787	134,185	284,420	101,368	3,343,329	1,050	6,619	12,908	4,657,745						
	21	37	56	93	6,000	792,669	128,451	445,362	103,900	2,759,812	1,050	39,065	110,896	4,387,195						
	22	38	59	97	-	696,146	100,363	61,586	30,553	1,628,548	7,562	7,071	82,886	2,614,715	88.9%	¥6,956	8,747	90		
福岡市	20	38	-	38	-	1,413,035	68,231	315,339	-	459,000	3,118	5,974	111,811	2,376,508						
	21	37	-	37	-	1,369,215	33,473	298,366	-	447,284	11,627	5,379	140,454	2,305,798						
	22	35	-	35	-	1,282,282	34,945	268,570	-	485,391	9,207	2,825	152,434	2,235,654	79.1%	¥3,876	9,653	276		

(出所) 総務省「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果 平成 20～22 年度」に基づき作成

行政情報化を推進する職員数や必要となる経費の状況を確認すると、「所属職員数」や「派遣要員数」共にさほどの変化は無い。しかし、情報化に必要な経費については、20 年度または 21 年度と 22 年度を比較すると「機器購入費」、「機器・ソフトの保守費」、「派遣要員人件費」、及び「委託費」が半減している状況である。「回線使用料金は」、21 年度と 22 年度を比較すると 3 倍強の増加となっており、上位から 3 番目となっている状況である。また、「行政情報化推進経費」に占める「回線使用料金の」比率で見ると、政令指定都市で最も高い結果となっている。

「行政情報化推進経費」の総額に関しては、18 政令指定都市の中で下から 6 番目である。なお、人口一人当たり情報化推進経費は、10 番目となっている。

順位	市名	情報化推進経費 合計(千円)	人口(人)	人口一人当たり 情報化推進経費 (円)	政令指定都市 移行年月日
1	さいたま市	5,395,082	1,176,314	4,586	2003年4月1日
2	仙台市	3,251,069	1,025,098	3,171	1989年4月1日
3	北九州市	2,614,715	993,525	2,632	1963年4月1日
4	川崎市	3,337,347	1,327,011	2,515	1972年4月1日
5	浜松市	1,916,641	804,032	2,384	2007年4月1日
6	千葉市	2,064,634	924,319	2,234	1992年4月1日
7	広島市	2,517,342	1,154,391	2,181	1980年4月1日
8	相模原市	1,484,337	701,630	2,116	2010年4月1日
9	静岡市	1,342,150	713,723	1,880	2005年4月1日
10	新潟市	1,499,427	813,847	1,842	2007年4月1日
11	札幌市	3,284,559	1,880,863	1,746	1972年4月1日
12	福岡市	2,235,654	1,401,279	1,595	1972年4月1日
13	岡山市	1,065,107	696,172	1,530	2009年4月1日
14	堺市	1,031,420	830,966	1,241	2006年4月1日
15	横浜市	4,431,370	3,579,628	1,238	1956年9月1日
16	神戸市	1,834,457	1,525,393	1,203	1956年9月1日
17	京都市	1,339,795	1,474,811	908	1956年9月1日
18	大阪市	1,624,639	2,628,811	618	1956年9月1日
19	名古屋市	585,524	2,215,062	264	1956年9月1日
	全国合計及 び全国平均	42,855,269	25,866,875	1,657	

(出所)「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果 平成 22 年度資料 編」に基づき作成

「レンタル・リース」+「委託費」の経費金額は、札幌市を除く政令指定都市平均で「行政情報化推進経費」の 78%となっているため、新潟市(66%)は低いほうである。(札幌市は、「機器・ソフトの保守料」に「委託費」が入っている)

「安全対策費」は、全体予算の 16.3%となり、政令指定都市で最も高い比率となっている。(金額でも名古屋に続く 2 番目となっている。)

情報化職員一人あたりが対応する職員数は、18 都市中 6 番目の多さとなっている。

第3 ITガバナンス⁴、情報システムの調達、情報セキュリティに関する概況

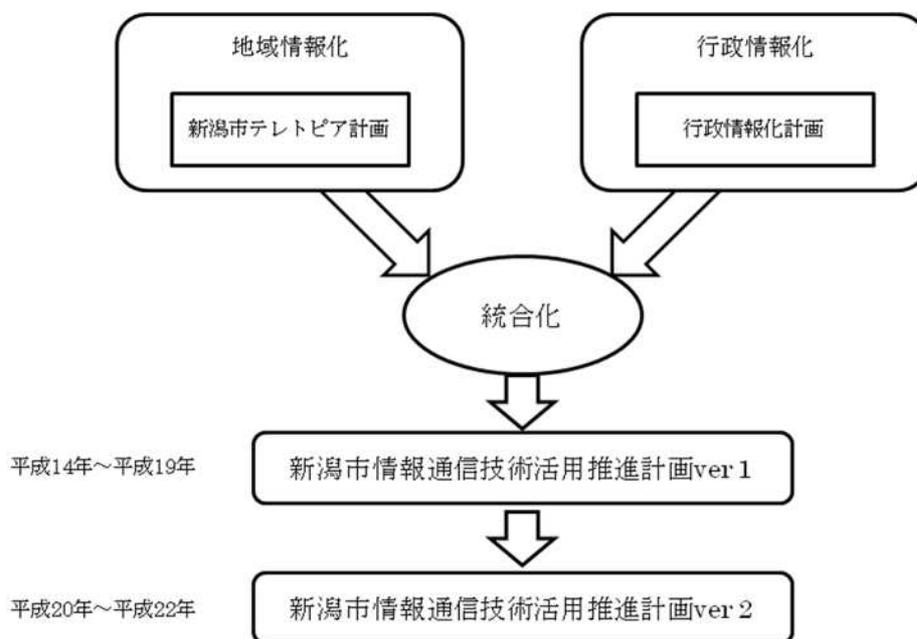
1. 新潟市のITガバナンスの取り組み

(1) 新潟市の情報通信技術活用推進計画（「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 2」より）

前述のとおり、新潟市では、地域情報化を具体化するために「新潟市テレトピア計画」（昭和60年）を策定するとともに、効率的な行政の実現を目指した「行政情報化計画」（平成9年）を策定し、市民サービスの高度化や行政運営の質的向上に取り組んできた。

その後、情報通信技術を活用した全庁的な情報化施策を積極的、総合的に推進することが必要となってきたことから、平成14年に「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 1」を策定し、市民ニーズに的確に対応した行政サービスを実現するとともに、効率的な行政運営や地域の活性化を図っていくため、今後の情報通信技術活用について、基本的な考え方及び実施する施策についてまとめた。さらに、平成19年に新たに新潟市総合計画が決定されたことを受け、平成20年に「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 1」を改訂し、「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 2」として、社会環境の変化や情報通信技術の進展に対応することとした。

図表 新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 2 の位置づけ



（出所）「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 2」に基づき作成

⁴ ITガバナンス：組織体・共同体がITを導入・活用するにあたり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とするIT活用を実現するメカニズムをその組織の中に確立すること（出所）総務省「新電子自治体推進指針」

「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 2」では、「第3章 新潟市情報通信技術活用推進計画の基本的な考え方 3.情報通信技術活用の視点」において、「地方公共団体における IT ガバナンスの強化ガイド」（平成 19 年 3 月 総務省）に準じた IT ガバナンスの強化をうたっている。

3. 情報通信技術活用の視点

近年の情報通信技術の進展により、ネットワークは単に「情報の伝達的手段」だけでなく、ネットワークで結ばれた情報技術の活用によって人々が情報を持ち寄り「情報の共有」、人々が協力しながらネットワークの中で意思形成を図る「意思の共有」、さらに、集団でこれ等を活用することで問題解決や政策決定を行う「知恵の創造」をも可能としています。

この情報通信技術がもたらす効果を積極的に活用するために、次の視点でこの計画の実施に取り組んでいきます。

(1) IT ガバナンスの強化 - 戦略的・組織的な IT の活用 -

総務省では、平成 19 年 3 月に「新電子自治体推進指針」を策定し、この中で、電子自治体の今後の共通的な推進事項の一つとして、「電子自治体の IT ガバナンスの強化」をとりあげています。

「IT ガバナンス」とは、「組織体・共同体が IT を導入・活用するにあたり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とする IT 活用を実現するメカニズムをその組織の中に確立すること」と定義しています。

本市においても、総務省が平成 19 年 3 月に策定した「地方公共団体における IT ガバナンスの強化ガイド」の 6 分野の取り組みに準じて、IT ガバナンスの強化に取り組んでいます。

（出所）「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 2」

2. 全体最適化の取り組み

(1) 情報資産の一元管理

「地方公共団体における IT ガバナンスの強化ガイド」によると、「全体最適化を行うには、その前提として全庁的に情報資産の一元的把握を行うことが必要」との記載がある。新潟市においては、市の情報資産を各主管課が台帳管理している。台帳は 2 年に 1 回、各主管課から総務部 IT 推進課（以下、この章において「IT 推進課」という）に提出させ、市全体の情報資産として管理している。

(2) 共通基盤の整備

各主管課が所管するシステムの開発や改修に際しては、管理するデータや業務の重複を防ぐために、調達時に「コンピュータ活用業務の概要調査票」を各主管課から IT 推進課に提出させ、全庁的な情報システムのコスト削減に取り組んでいる。

(3) その他

新潟市では、基幹業務の汎用機⁵によるシステム化は昭和 60 年より開始され、汎用機を利用する業務を拡大してきた。しかし、情報技術が進歩し、汎用機については社会全体の利用が低下しているとともに、利便性、コスト等の面での課題が指摘されている。

このような社会的な背景から、平成 20 年に新潟市の汎用機をオープン系システム⁶に置き換えるか否かの判断の材料とするために「新潟市ホストシステム再構成評価報告書」を作成し、評価を実施した。

なお、IT 推進課によると、本報告書の評価結果は「汎用機を必要最低限残すこと」となっているが、今後の情報技術の進歩によっては、方針を弾力的に変更することである。

3. 推進体制の構築と人材の確保・配置の取り組み

(1) 組織体制の確立

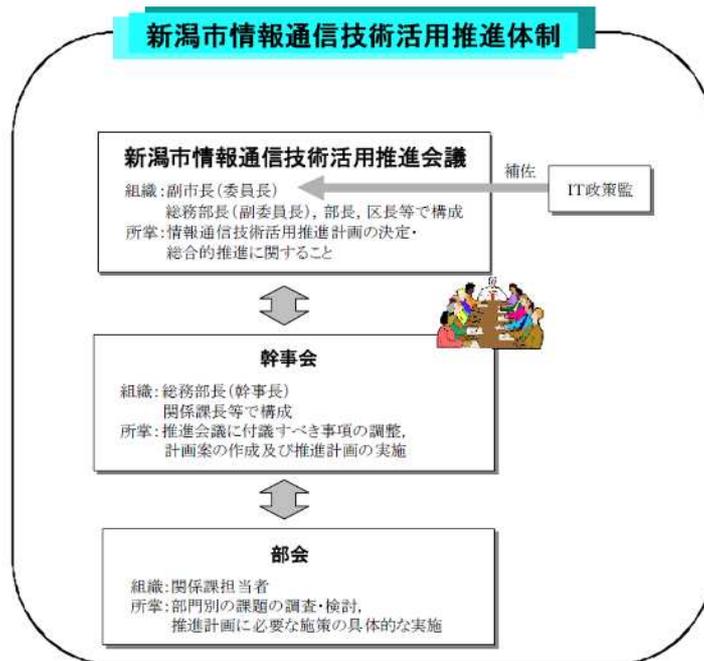
新潟市情報通信技術活用推進会議

新潟市においては、「新潟市情報通信技術活用推進会議設置要綱」（平成 22 年 4 月改正）を定め、全庁的な組織である新潟市情報通信技術活用推進会議、その下位組織の位置づけである新潟市情報通信技術活用推進幹事会、さらにその下位組織の位置づけである新潟市情報通信技術活用推進部会を設置することとしている。

各会議の位置づけ及び構成メンバは以下のとおりである（次ページ）。

⁵ 汎用機：基幹業務システムなどに用いられる大型のコンピュータシステム（出所）株式会社インセプト

⁶ オープン系システム：様々なメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせて構築されたコンピュータシステム（出所）株式会社インセプト



平成 22 年度以降、IT 政策監は空席。

(出所) 「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver 2」

新潟市における情報化推進の担当部門と人員

新潟市における情報化推進を所掌している部門は、IT 推進課である。IT 推進課は全庁的な情報化推進、当課が所管するシステムやネットワークの開発や運用管理だけでなく、所管課に対する開発支援も所掌している。

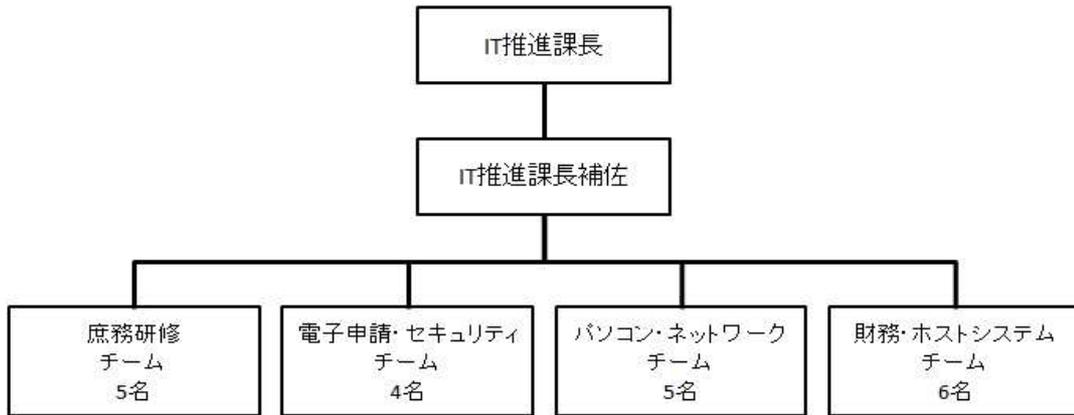
図表 IT 推進課の事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> ・ IT 施策の企画、総合調整及び推進に関する事項 ・ IT 施策の調査及び研究に関する事項 ・ 情報システムの開発及び運用管理に関する事項(他の課及び機関の所管するものを除く) ・ 情報システム開発支援に関する事項 ・ 情報通信ネットワークの運用管理に関する事項(他の課及び機関の所管するものを除く) ・ 情報セキュリティ対策に関する事項

(出所) IT 推進課提示資料に基づき作成

IT 推進課の組織体制は以下のとおりであるが、チーム制を採用しており、平成 23 年 8 月現在、22 名(管理者含む)が所属している。

図表 IT 推進課体制図



(出所) IT 推進課提示資料に基づき作成

ただし、情報化推進に関する「IT 施策の企画、総合調整及び推進に関する事項」及び「IT 施策の調査及び研究に関する事項」を専任するチームはなく、各チームの担当者が兼任している状況である。

現在所属する IT 推進課職員の総在籍年数は、おおむね 3 年～8 年となっている。

図表 IT 推進課職員の総在籍年数 (平成 23 年 7 月末時点)

項番	職員 (仮名)	総在籍年数
1	A	2 年 4 ヶ月
2	B	4 年 10 ヶ月
3	C	8 年 4 ヶ月
4	D	8 年 4 ヶ月
5	E	14 年 10 ヶ月
6	F	5 年 10 ヶ月
7	G	4 ヶ月
8	H	6 年 4 ヶ月
9	I	2 年 4 ヶ月
10	J	4 ヶ月
11	K	7 年 4 ヶ月
12	L	3 年 4 ヶ月
13	M	5 年 4 ヶ月
14	N	4 ヶ月
15	O	2 年 4 ヶ月
16	P	1 年 4 ヶ月
17	Q	3 年 4 ヶ月
18	R	3 年 4 ヶ月

項番	職員（仮名）	総在籍年数
19	S	4年4ヶ月
20	T	1年4ヶ月
21	U	1年4ヶ月
22	V	4ヶ月
	平均	3年9ヶ月

（出所）IT推進課提示資料に基づき作成

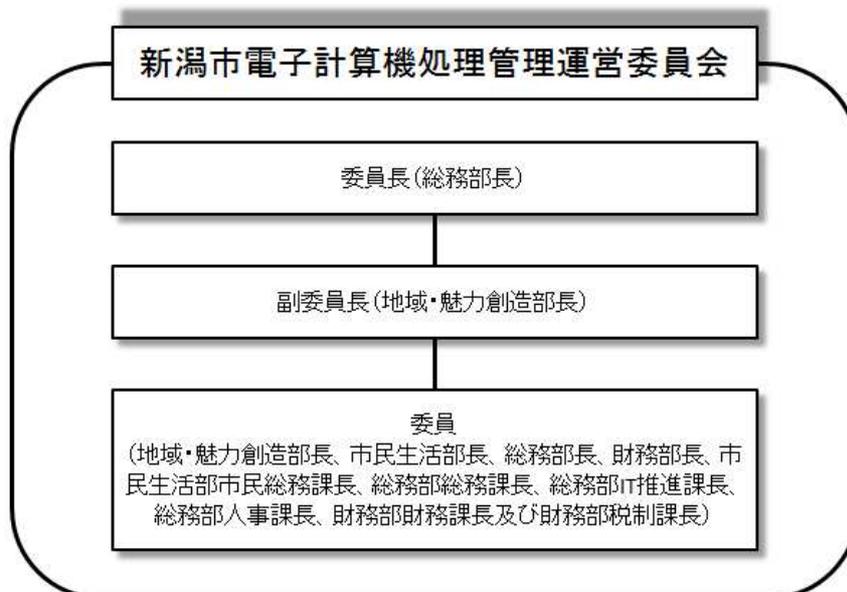
4. システム運用の取り組み

新潟市の情報システムの管理運営については、「新潟市電子計算機処理管理運営規程」（平成22年4月1日改訂 以下、この章において「運営規程」という）にて定められている。

(1) 新潟市電子計算機処理管理運営委員会

運営規程第34～38条では、電算処理で使用するデータ保護のために、「データ保護管理組織」を定めている。

運営規程第34条によると、「電子計算機処理の総合的かつ効率的な管理運営を図るため、新潟市電子計算機処理管理運営委員会を置く。」と定めるとともに、同36～40条にて下記の体制を示し、新潟市電子計算機処理管理運営委員会（以下、この章において「運営委員会」という）は委員長が招集することとしている。ただし、少なくとも過去5年間は運営委員会を開催した実績がないとのことである。



（出所）「新潟市電子計算機処理管理運営規程」に基づき作成

(2) 中央電子計算機による処理の手続

運営規程では、第7条で中央電子計算機⁷を用いて新たに業務を実施しようとする際又は電子計算機処理の内容を変更しようとする際の手続きを、下記のとおり定めている。

第7条 データ保護管理者は、その分掌する事務に関し、中央電子計算機により新たに電子計算機処理をしようとするとき、又は電子計算機処理の内容を変更しようとするときは、第3項第1号から第3号までに規定する内容を明らかにした書類を添えて、データ保護総括管理者に依頼しなければならない。

2 データ保護管理者は、前項の規定による依頼をするに当たり、他の部のデータを利用する必要があるときは、あらかじめ当該他の部のデータ保護管理者の承認を受けなければならない。

3 データ保護総括管理者は、第1項の規定による依頼を受けたときは、次に定める基準により内容を審査し、意見を付して、新潟市電子計算機処理管理運営委員会に付議しなければならない。ただし、データ保護総括管理者が依頼の内容が軽易なものであると認めるときは、この限りでない。

(1) 新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)の目的に適合するものであること。

(2) 市民の福祉増進に寄与するものであること。

(3) 事務能率の向上に資するものであること。

(4) 中央電子計算機の稼働状況との関係において、現に電子計算機処理している他の業務に支障のないものであること。

(出所)「新潟市電子計算機処理管理運営規程」

これによると、依頼を受けた中央電子計算機処理に対して、「新潟市個人情報保護条例の目的に適合するものであること」、「市民の福祉増進に寄与するものであること」、「事務能率の向上に資するものであること」、「中央電子計算機の稼働状況との関係において、現に電子計算機処理しているほかの業務に支障のないものであること」を審査基準として、その妥当性を確かめることとしている。

しかし、実際の運用では、必ずしもこの手順が遵守されているわけではなく、データ保護管理者から依頼書が提出されないことが多いとのことである。

なお、パーソナルコンピュータ⁸による処理の手続については、第11条において、データ取扱責任者がデータ保護総括管理者に依頼することとし、データ保護総括管理者は同7条第3項と同じ審査をすることとしている。また、中央電子計算機及びパーソナルコンピュータ以外の電子計算機処理についても、同規程第13条において、「中

⁷ 中央電子計算機：本報告書においては、IT推進課にて管理する汎用機をいう。

⁸ パーソナルコンピュータ：電子計算機のうち超小型の電子計算機のことをいう。

中央電子計算機及びパーソナルコンピュータ以外の電子計算機処理への準用」として、適用されるものである。しかし、いずれも実際の運用では、中央電子計算機と同様、必ずしもこの手順が遵守されているわけではなく、データ保護管理者から依頼書が提出されないことが多いとのことである。

第 11 条 データ取扱責任者(データ取扱責任者を置いていない課にあつては、課の長。以下この章において同じ。)は、その分掌する事務に関し、パーソナルコンピュータにより新たに電子計算機処理をしようとするとき、又は電子計算機処理の内容を変更しようとするときは、第 7 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに規定する内容を明らかにした書類を添えて、データ保護総括管理者に申し出なければならない。

2 データ保護総括管理者は、前項の規定による申出を受けたときは、第 7 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに規定する基準により内容を審査し、意見を付して、委員会に付議しなければならない。ただし、データ保護総括管理者が申出の内容が軽易なものであると認めるときは、この限りでない。

(中略)

第 13 条 第 7 条第 1 項から第 3 項まで(同項第 4 号を除く。)、第 8 条及び第 10 条の規定は、中央電子計算機及びパーソナルコンピュータ以外の電子計算機による処理について準用する。

(出所)「新潟市電子計算機処理管理運営規程」

(3) 年間運営計画及び月間計画

運営規程第 8 条では、データ保護総括管理者は、電子計算機処理の年間の運営計画を策定し、運営委員会に付議することを定めている。

第 8 条 データ保護総括管理者は、データ保護管理者から翌年度における中央電子計算機による電子計算機処理の年間予定(前条第 1 項の規定により既に依頼を受けたものを除く。)を提出させ、年間運営計画を策定し、委員会に付議しなければならない。

2 データ保護総括管理者は、前項の年間運営計画を変更する必要があると認めるときは、データ保護管理者と協議して、当該計画を変更することができる。この場合において、データ保護総括管理者は、当該変更の内容について、変更後に最初に開催される委員会に報告しなければならない。

(出所)「新潟市電子計算機処理管理運営規程」

なお、実際の運用については、年間運営計画を策定しておらず、運営委員会にも付議していない。

(4) 処理業務報告

運営規程第 10 条では、データ保護総括管理者は、前年度における中央電子計算機による電子計算機処理の業務内容を提出させ、委員会に報告することを定めている。また、同第 12 条及び第 13 条では、それぞれ「パーソナルコンピュータによる処理」、「中央電子計算機及びパーソナルコンピュータ以外の電子計算機処理」について同様に委員会における報告を定めている。しかし、年間計画と同様、運営委員会への付議は行っていない。

第 10 条 データ保護総括管理者は、データ保護管理者から前年度における中央電子計算機による電子計算機処理の業務内容を提出させ、委員会に報告しなければならない。

(中略)

第 12 条 データ保護総括管理者は、データ取扱責任者から前年度におけるパーソナルコンピュータによる電子計算機処理の業務内容を提出させ、委員会に報告しなければならない。

第 13 条 第 7 条第 1 項から第 3 項まで(同項第 4 号を除く。)、第 8 条及び第 10 条の規定は、中央電子計算機及びパーソナルコンピュータ以外の電子計算機による処理について準用する。

(出所)「新潟市電子計算機処理管理運営規程」

5. 標準化、知識共有、人材育成の取り組み

(1) 標準化、知識の共有

「政府調達に関する協定に対応する情報システム調達ガイド」(以下、この章において「調達ガイド」という)によって、情報システムの調達に関して標準化がすすめられている。また、予算化手続きのプロセスの中で、予算要求前に IT 推進課と協議しており、知識の共有を行っている。IT 推進課との協議においては、各主管課が概要調査票を作成し、IT 推進課に提出している。IT 推進課では、提出された概要調査票に基づいて、要求金額の妥当性を検討し、意見書にまとめる。財務課では、この意見書を参考意見として、予算配分を決定する。

(2) 人材の育成

新潟市における人材育成の方針としては、「新潟市人材育成基本方針」(平成 20 年 3 月改訂)において、政令市を担う職員の「めざすべき職員像」を明確にしている。また、以下の「人材育成の基本的考え方」及び「人材育成の部門別役割と取り組み」を明確にしている。

図表 人材育成の基本的考え方

項番	人材育成の基本的考え方	例
1	職場研修（OJT）	個別指導、集団指導、目標管理
2	職場外研修（OFF - JT）	研修所研修、派遣研修
3	自己開発	通信教育、自主研究グループ

（出所）新潟市人材育成基本方針

図表 人材育成の部門別役割と取り組み

項番	部門	
1	職場部門	<ul style="list-style-type: none"> ・各職場・職員個々の特性に応じた職場研修の実施 ・各職場に職場研修推進担当を配置
2	人材育成部門	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成実施計画を作成し、有益な研修を企画・実施 ・職場における学習的風土づくりの醸成を全庁的に推進 ・職場研修マニュアルの作成・提供 ・自己開発支援事業の推進
3	人事部門	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力・適正やキャリア形式と連動した配置・異動、人事評価、給与などの処遇への取り組み ・人材の積極的・有効的な活用
4	各部門の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な人材育成推進会議を設置 ・人材育成に関する情報共有 ・人材育成実施計画の進行管理

（出所）新潟市人材育成基本方針

ITに関する方針については、明確な方針やカリキュラムを定めていないが、上記の「新潟市人材育成基本方針」に基づき、個々の職員に必要なスキル・知識を習得させる研修を実施している。

なお、IT推進課においては、全庁職員に対して情報セキュリティや情報活用に関する教育、研修を定期的に行っている。

項番	教育、研修名	直近の開催日	参加人数
1	臨時的任用職員研修	平成 22 年 4 月 1 日	24 人
2	新規採用職員研修	平成 22 年 4 月 6 日	108 人
3	保育園園長会研修	平成 22 年 4 月 15 日	20 人
4	技能労務職員及び臨時的任用職員研修	平成 22 年 10 月 15 日	26 人
5	情報セキュリティ担当者向け研修	平成 22 年 11 月 8 日	85 人
6	情報セキュリティ管理者向け研修	平成 22 年 11 月 9 日	43 人

（出所）IT推進課提示資料に基づき作成

また、各主管課においても、必要に応じて随時、教育・研修を行っているとのことである。

IT推進課においては、職場外研修として、財団法人地方自治情報センター等の外部セミナーに職員を参加させ、個々の職員に必要なスキル・知識を習得させるとともに、課内で情報共有している。

図表 H23.4.1 現在 IT 推進課在籍職員の研修受講状況

氏名	役職等	研修名・研修内容	H22	H21	H20	H19	H18	H17	H16	H15	
1	課長	新任情報化管理者セミナー【地方自治情報センター】		○							
2	主幹	E-GOV 特別セミナー ダウンサイジング							○		
		プロジェクト管理セミナー【地方自治情報センター】							○		
		委託管理セミナー									○
		システム開発支援研修									○
3	主査	情報システム基礎セミナー【地方自治情報センター】					○				
		情報システム基礎セミナー【地方自治情報センター】									○
4	係長	ネットワーク運用管理者のLANトラブルシューティング【IT&ITS】							○		
		委託管理セミナー【地方自治情報センター】							○		
		システム開発支援研修									○
		委託管理セミナー【IT&ITS】									○
5	係長	電子自治体時代の情報政策【市町村アカデミー】								○	
		電子自治体時代の情報政策【市町村アカデミー】									○
6	主査	業務改善・改革セミナー【地方自治情報センター】		○							
		委託管理セミナー【地方自治情報センター】				○					
7	主査	システム開発セミナー【地方自治情報センター】		○							
		情報化政策セミナー【地方自治情報センター】			○						
8	主査	ネットワーク応用セミナー【地方自治情報センター】			○						
		ネットワーク構築セミナー【地方自治情報センター】					○				
		システム開発支援研修(前期)								○	
		情報セキュリティセミナー【地方自治情報センター】					○				
9	主査	ネットワーク構築セミナー【地方自治情報センター】						○			
		情報システム基礎セミナー【地方自治情報センター】								○	
10	主査	プロジェクト管理セミナーⅢ【地方自治情報センター】	○								
		情報化政策セミナーⅡ【地方自治情報センター】	○								
11	主査	業務改善・改革セミナー【地方自治情報センター】		○							
		調達管理セミナーⅢ【地方自治情報センター】	○								
12	副主査	システム運用管理セミナー【地方自治情報センター】		○							
		情報システム基礎セミナー【地方自治情報センター】				○					
13	主査	情報コーディネーター基礎セミナーⅠ【地方自治情報センター】	○								
		情報システム基礎セミナー【地方自治情報センター】			○						
14	副参事	特別研修 ソフトウェア資産管理セミナー【地方自治情報センター】	○								
		特別研修 ソフトウェア資産管理セミナー【地方自治情報センター】	○								
15	主査	システム運用管理セミナーⅠ【地方自治情報センター】		○							
16	副主査	プロジェクト管理セミナーⅠ【地方自治情報センター】		○							
17	主事	情報システム基礎セミナーⅢ【地方自治情報センター】	○								

灰色箇所は、その職員が IT 推進課に在籍していなかったことを意味する。

(出所) IT 推進課提示資料に基づき作成

6. 情報システムの調達の概況

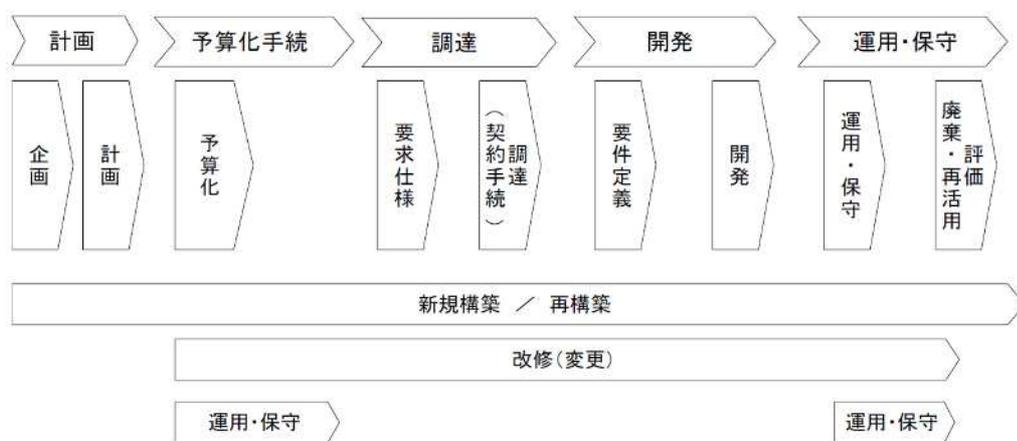
(1) 予算・実施計画・評価の取り組み

情報システムの調達方法

新潟市においては、情報システムの調達方法については、調達ガイドにて、まとめている。

調達ガイドでは、「システム調達は、計画から開発までの単位ではなく、計画・企画段階から予算化手続、調達・契約、開発、運用・保守を経て、廃棄や再活用の実施までの一連の過程を基本単位（ライフサイクル）として捉え、必要とされるすべてのコストが最少となることを目指す必要がある。」とし、一般的なシステム調達のライフサイクルのプロセスを以下のとおりとしている。

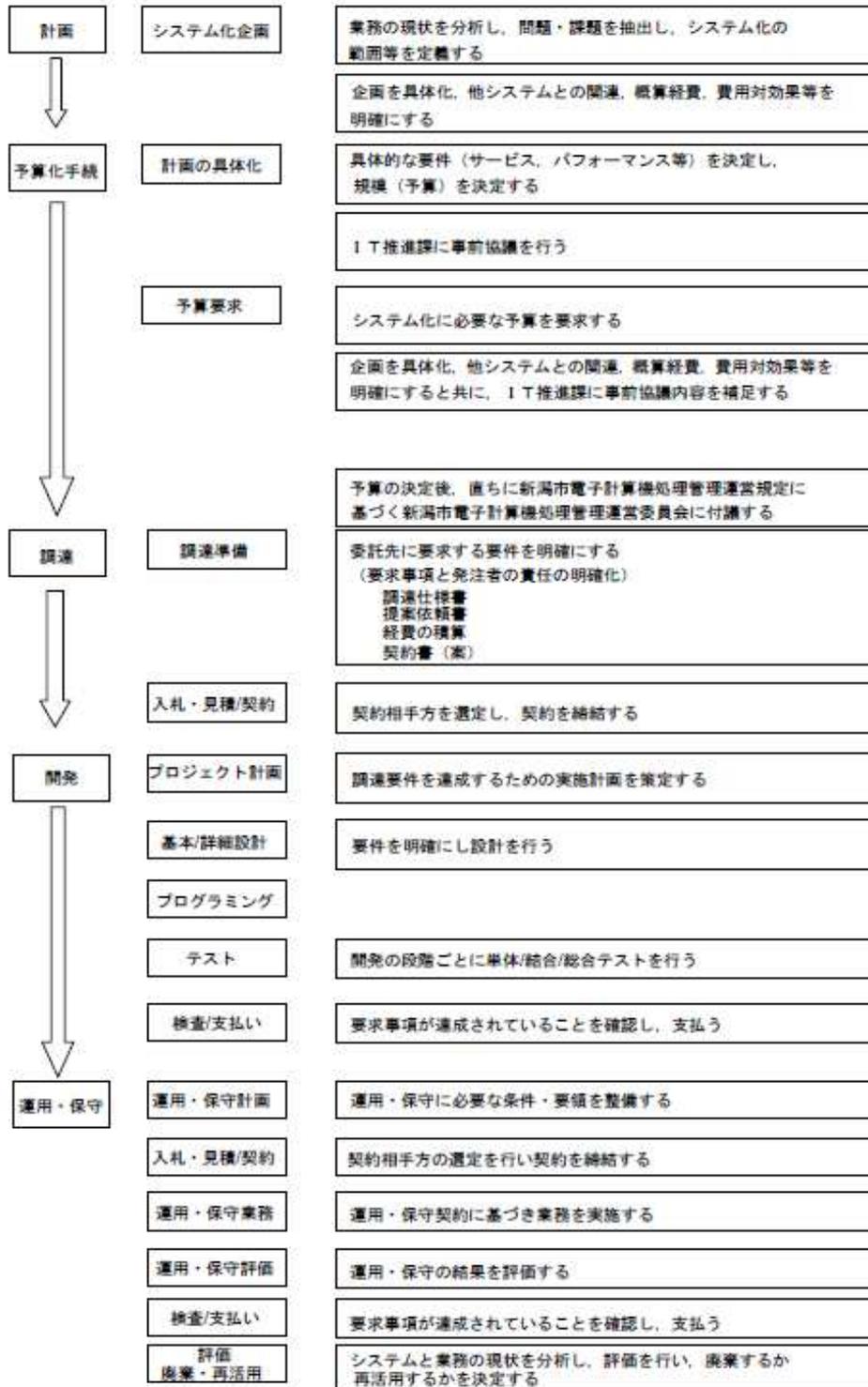
図表 システム調達のライフサイクルのプロセス



(出所) 「政府調達に関する協定に対応する情報システム調達ガイド」

さらに、各プロセスの概要については、以下のとおりとしている（次ページ）。

図表 各プロセスの内容



(出所) 「政府調達に関する協定に対応する情報システム調達ガイド」

予算・実施計画の策定

調達ガイドによると、予算化手続きのプロセスの中で、予算要求前に IT 推進課と協議することとなっている。IT 推進課との協議においては、各主管課が概要調査票を作成し、IT 推進課に提出する。

概要調査票では、システム開発・修正の目的・理由を明確にするとともに、外部効果（対市民等）と内部効果（職員の事務量等）の見込みを、定量的効果の観点から記載することとなっている。また、システム開発・修正に伴う作業内容や工数の根拠について、IT 推進課が妥当性を判断できるよう、概要調査票に見積書を添付することとされている。さらに見積書の内容は、システム開発費、運用支援費、賃借料などの区分ごとの明細を確認するために、区分別に記載するようになっているとともに、イニシャルコスト及びランニングコストを確認するために、複数年度別に記載するようになっている。

IT 推進課では、提出された概要調査票に基づいて、要求金額の妥当性を検討し、意見書にまとめる。財務課では、この意見書を参考意見として、予算配分を決定する。IT 推進課には予算配分の決定権はないものの、一定の影響力を持っている。

なお、調達ガイドについては、政府調達に関する協定を対象とした文書名（政府調達に関する協定に対応する情報システム調達ガイド）となっているが、実際の内容は、それ以外の調達を含めた新潟市全体の情報システム調達ガイドになっている。しかし、いずれにしても、あくまでも調達方針を記載したガイドに過ぎず、市の調達業務を拘束するものではない。そのため、IT 推進課の関与についても任意であるため、全ての情報システムの調達について、IT 推進課による評価が行われているわけではない。

事後評価の実施

「新潟市情報通信技術活用推進会議設置要綱 ver 2」（平成 22 年 4 月改正）第 1 章において、進捗状況を案件ごとに作成し、進捗が遅れている案件については、その理由を記載しているものの、進捗どおりの案件を含め、それまでの実績に対する評価については何も記載していない。

また、概要調査票に記載した外部効果（対市民等）と内部効果（職員の事務量等）の達成等に関する事後評価については実施されていない。

7. 情報セキュリティの概況

(1) IT推進課の情報セキュリティ業務の概要

年度業務の概要

IT推進課では「新・新潟市総合計画」や「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver2」の策定を受け、毎年「年度業務概要」を作成している。

年度業務を進める基本方針としては、「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver2」に記載されている「情報化の基本姿勢」である「市民生活を便利にするための情報化（地域の情報化）」と「効率的な行政を実現するための情報化（行政の情報化）」を定め、具体的な施策として、「地域の情報化」として3項目、「行政の情報化」としては6項目を展開しており、「行政の情報化」の中で情報セキュリティポリシーとして、情報技術の進展に伴う様々なリスクに対応するため、本市の情報セキュリティ対策の指針となる情報セキュリティポリシーを策定し運用することとしている。（第2.1(3)「新潟市の情報化の取り組み」参照）

新潟市情報セキュリティポリシー

新潟市が取り扱う情報には、市民の個人情報をはじめ行政運営上重要な情報など、外部に漏えい等した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれているが、昨今のネットワーク技術の進展に伴い、ハッカーやコンピュータウイルス等を介した不正行為によるデータの破壊や漏えい等の危険性が以前に比べて飛躍的に高まっている。新潟市ではこのような状況を踏まえ、新潟市が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的かつ体系的に取りまとめた新潟市情報セキュリティポリシーを策定することとしている。

なお、新潟市情報セキュリティポリシーは、基本的な考え方と方針を規定している「新潟市情報セキュリティ基本方針」と情報セキュリティ対策を統一的に講ずるために職員等が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定している「新潟市情報セキュリティ対策基準」の2つの規程から構成されている。

新潟市情報セキュリティ基本方針

新潟市情報セキュリティ基本方針は、新潟市の情報セキュリティ対策の基本的な方針として、適用の対象や位置づけ等を定め、新潟市が所掌する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、総合的、体系的かつ継続的に情報セキュリティ対策を図ることを目的とする。平成17年10月1日に施行され、現在Ver 1.02（施行日：平成22年4月1日）となっている。

新潟市情報セキュリティ基本方針

1 目的

新潟市が取り扱う情報には、市民の個人情報をはじめ行政運営上重要な情報など、外部に漏えい等した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。これらの守るべき情報や情報を取り扱う情報ネットワーク及び情報システム等を、災害、事故、故意及び過失等の様々な脅威から防御することは、市民の財産やプライバシー等を守るためにも、また、行政事務の安定的な運営のためにも必要不可欠であり、ひいては新潟市に対する市民からの信頼の維持向上に寄与するものである。新潟市情報セキュリティ基本方針は、新潟市の情報セキュリティ対策の基本的な方針として、適用の対象や位置づけ等を定め、新潟市が所掌する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、総合的、体系的かつ継続的に情報セキュリティ対策を図ることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 情報ネットワーク

コンピュータを相互に接続するための通信網、接続機器のハードウェア及びソフトウェア並びに電磁的記録媒体で構成され、処理を行う仕組みを情報ネットワークという。

(2) 情報システム

ハードウェア及びソフトウェアで構成されるコンピュータ、情報ネットワーク並びに電磁的記録媒体で構成され、処理を行う仕組みを情報システムという。

(3) 情報資産 次の各号を情報資産という。

- ア 情報ネットワークと情報システムの開発・運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報
- イ アの情報記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体
- ウ 情報ネットワーク及び情報システム

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性、可用性を維持すること。

ア 機密性

アクセスを許可された者だけが情報にアクセスできることを確実にすること。

イ 完全性

情報及び処理方法が、正確であること及び完全である状態を保護すること。

ウ 可用性

許可された利用者が、必要なときに、情報及び関連する資産にアクセスできることを確実にすること。

3 新潟市情報セキュリティ基本方針の位置づけと規定の体系

新潟市情報セキュリティポリシーは、新潟市が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的かつ体系的に取りまとめたものであり、新潟市情報セキュリティ基本方針と新潟市情報セキュリティ対策基準によって構成する。また、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ実施手順を策定することとする。

新潟市情報セキュリティポリシーの構成

文書名		内容
新潟市情報セキュリティポリシー	新潟市情報セキュリティ基本方針	新潟市が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策の基本的な考え方と方針を規定するものであり、情報セキュリティ対策の頂点に位置するものである。
	新潟市情報セキュリティ対策基準	新潟市情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を統一的に講ずるために、職員等が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定するものである。
情報セキュリティ実施手順		新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を具体的に実施するために、職員等が遵守すべき情報セキュリティ対策の実施手順を、情報資産ごとに具体的に規定するものである。

4 適用範囲

新潟市情報セキュリティポリシーの適用範囲は、以下の各号に示すものとする。

(1) 適用組織

市長，教育委員会，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，水道事業管理者，病院事業管理者及び議会とする。

(2) 適用情報資産

適用組織が所掌する情報資産とする。ただし、市立幼稚園及び市立学校における学校教育情報，市民病院における医療情報及びこれらに関連する情報は除く。

(3) 適用対象者

適用される情報資産に接する適用組織の職員（非常勤職員及び臨時職員等を含む。以下「職員等」という）とする。

5 職員等の義務

(1) 遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、新潟市が所掌する情報資産を取り扱う際には、不正アクセス行為の禁止等に関する法律や著作権法等の情報セキュリティに関連する法令並びに新潟市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

(2) 懲戒処分等

本ポリシーに違反した職員等は，その重大性及び発生した事案の状況等に応じて，地方公務員法等による懲戒処分の対象となる場合がある。

6 情報セキュリティ管理体制

新潟市の所掌する情報資産について，適切に情報セキュリティ対策を推進・管理するための体制を確立する。

7 情報資産の分類

新潟市の所掌する情報資産をその内容によって分類し，その重要度に応じた情報セキュリティ対策を講ずる。

8 情報資産への脅威

情報セキュリティ対策を講ずるうえで，特に認識すべき脅威は以下のとおりである。

(1) 本ポリシーに規定する適用対象者以外の第三者による，故意の不正アクセス又は不正操作によるデータやプログラムの持出，盗聴，改ざん，消去並びに機器及び記録媒体の盗難等

(2) 職員等及び新潟市が情報システム開発，警備及び清掃等の目的で業務を委託した者（以下「外部委託業者」という。）による，誤操作又は故意の不正アクセス又は不正操作によるデータやプログラムの持出，盗聴，改ざん，消去並びに機器及び記録媒体の盗難等

(3) 地震，落雷，火災，水害等の災害，事故及び故障等

9 情報セキュリティ対策

新潟市の所掌する情報資産を先に掲げた脅威から保護するため，以下の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り，情報資産への損傷・妨害等を防ぐため，入退室や機器管理上の物理的な対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ対策

情報資産に接する職員等の情報セキュリティに関する権限や責任等を定めるとともに，全ての職員等に情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底するため，教育及び啓発が行われるよう必要な対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため，情報資産へのアクセス制御，コンピュータウイルス対策等の技術的な対策を講ずる。

(4) 運用セキュリティ対策

情報セキュリティポリシーの実効性を確保するため、情報システム等の稼動状況の監視や情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認のため、運用面における必要な対策を講ずる。また、緊急事態が発生した場合に迅速な対応を可能とするため、危機管理対策を講ずる。

10 情報セキュリティ対策に関する規定の公開・非公開

新潟市情報セキュリティ基本方針は公開するが、新潟市情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の公開は、犯罪の予防その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、これ等は公開しない。

11 情報セキュリティ対策実施状況の検証

新潟市情報セキュリティポリシーが適切に遵守されていることを確認するために、定期的に情報セキュリティ対策の実施状況について検証を行う。

12 情報セキュリティ対策の評価、見直し

情報セキュリティ対策実施状況の検証結果、情報システムの変更、新たな脅威等情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応し、新潟市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の評価と見直しを適宜行う。

(出所)新潟市ホームページ

新潟市情報セキュリティ対策基準

新潟市情報セキュリティ基本方針に従い、情報セキュリティ対策を統一的に講ずるために職員等が遵守すべき行為及び判断等の基準として、「新潟市情報セキュリティ対策基準」が、平成17年10月1日に施行され、現在 Ver 1.03 (施行日：平成22年4月1日)となっている。

具体的な内容としては、組織体制と役割・責任等について、下記の情報セキュリティ対策が定められている。

新潟市情報セキュリティ対策基準

- 第1章 目的と用語の定義
- 第2章 情報セキュリティ組織運営
- 第3章 情報資産管理
- 第4章 情報システム運用に係る情報セキュリティ
- 第5章 情報システム開発に係る情報セキュリティ
- 第6章 物理的セキュリティ
- 第7章 外部委託におけるセキュリティ
- 第8章 情報セキュリティ監査及び点検
- 第9章 情報セキュリティ緊急時対応

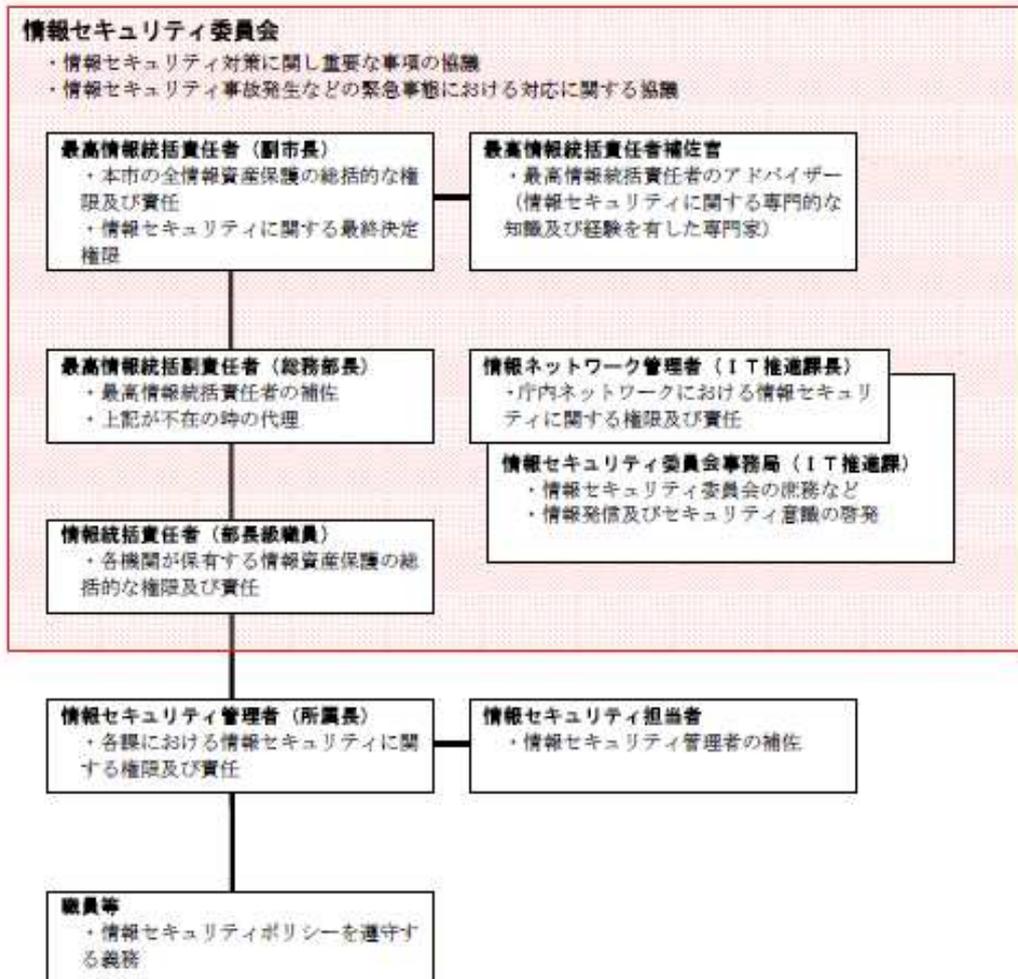
(出所) IT推進課提示資料に基づき作成

新潟市情報セキュリティ組織体制図

「新潟市情報セキュリティ対策基準」では『第2章 情報セキュリティ組織運営 第1節 組織・体制』において、下記のとりの組織体制が定められている。

情報セキュリティ組織体制図

情報セキュリティ対策基準で定める情報セキュリティ組織体制については下図のとおり。



（出所）IT推進課提示資料に基づき作成

IT推進課の役割と責任

IT推進課では、情報セキュリティ組織体制の中で、情報セキュリティ委員会事務局及び情報ネットワーク管理者の役割の他、「電子窓口・セキュリティチーム」が新潟市の情報セキュリティ対策の指針となる情報セキュリティポリシーの運用を担当している。

(2) IT推進課の全庁的な情報セキュリティ業務の概要

全庁的な情報セキュリティ対策として、「電子窓口・セキュリティチーム」におい

て、情報セキュリティポリシーの運用が行われており、「新潟市情報セキュリティ対策基準」に従った、下記の情報セキュリティ活動が実施されている。

情報セキュリティ組織運営

- a. 組織・体制
- b. 非常勤職員及び臨時職員
- c. 教育・訓練
- d. 違反時の対応
- e. 新潟市情報セキュリティポリシーの改廃等

情報資産管理

- a. 情報資産管理の原則
- b. 管理方法

情報システム運用に係る情報セキュリティ

- a. コンピュータ管理
- b. ネットワーク管理
- c. ソフトウェア管理

情報セキュリティ監査及び点検

- a. 監査
- b. 点検
- c. 新潟市情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ緊急時対応

- a. 事態の分類
- b. 緊急事態への対処
- c. 再発防止の措置
- d. 行政機能の継続

(3) 監査対象システムの情報セキュリティの概要

本報告書「第1 外部監査の概要 3. 監査の対象部局・システム (2) 監査対象システム・業務と監査の要点」に記載したとおり、対象システムの情報セキュリティ対策として、「中央電子計算機システム」については、「財務・ホストシステムチーム」、「電子申請・届出システム及び文書管理システム」については、「電子窓口・セキュリティチーム」において、「新潟市情報セキュリティ対策基準」に従った、下記の情報セキュリティ活動が実施されている。

情報システム運用に係る情報セキュリティ

- a. 情報システム管理

- b. 外部とのネットワーク接続等
- c. アクセス管理
- d. 障害対応
- e. 監視及び閲覧
- f. コンピュータウイルス対策
- g. 情報収集

情報システム開発に係る情報セキュリティ

- a. 企画・設計
- b. 開発・導入

物理的セキュリティ

- a. 施設の管理区分
- b. 入退管理
- c. 情報資産の物理的セキュリティ

外部委託におけるセキュリティ

- a. 外部委託

第4 包括外部監査の対象システムの概要

1. IT推進課

(1) 中央電子計算機システム

システムの管理部署	IT推進課	システムの導入時期	昭和60年2月
処理業務の概要	住民記録、印鑑、戸籍、国民年金、国民健康保険、宛名、個人市県民税、法人市県民税、軽自動車税、税検索・証明発行、固定資産税、税収納、子ども手当、保育料、介護保険、後期高齢者、清掃手数料、下水道受益者負担金、財務会計プリントのみの業務なども含む		
システムの導入方法	B社のパッケージ「ARIS/X」（住民記録）、「ARIS」（印鑑）、「MICJET」（戸籍）などを新潟市仕様にカスタマイズして導入		
システムの形態	汎用機		
主な利用部署	区役所区民生活課、区役所健康福祉課、出張所		

(2) 電子収納システム

システムの管理部署	IT推進課	システムの導入時期	平成21年4月
処理業務の概要	請求（賦課）データの照会、請求（賦課）データの各業務システムとの連携・MPN伝送処理、収納データの受信と各業務システムへの連携、口座振替データの集約・振分、固定資産税納付書の再発行、国民健康保険料・介護保険料の収納管理		
システムの導入方法	B社のパッケージ「WebXeI（ウェブゼイ）」を利用 カスタマイズは、新潟市の仕様に合わせ、電子データ連携機能の他、画面表示項目の変更だけでなく、計算ロジックやデータベース構造の変更も行った。		
システムの形態	web系システム		
主な利用部署	会計課、税関係所属、保険料関係所属、財務会計システム利用所属、IT推進課		

(3) 電子申請・届出システム

システムの管理部署	IT推進課	システムの導入時期	平成20年10月
処理業務の概要	新潟市が取り扱う申請・届出等の手続きについて、市民・企業等がインターネットを通じた下記のサービスの利用が可能。 ・2000種類を超える手続き情報の取得 ・窓口提出用の申請書様式などの取得 ・オンラインによる手続き		
システムの導入方法	・B社のパッケージ「自治体版電子申請システムV20」を利用 ・カスタマイズは、新潟市の機能要求に対して不足している部分について行った。		
システムの形態	web系システム		
主な利用部署	全庁		

(4) 文書管理システム

システムの管理部署	IT推進課	システムの導入時期	平成20年10月
処理業務の概要	文書の収受、起案、決裁、供覧、廃棄に至るまでの流れを電子文書により一貫して管理する。また、蓄積された情報を活用して、市民等が、市ホームページ上で文書目録の検索や情報公開請求、公開決定文書の閲覧、公示文書の検索・閲覧		

システムの導入方法	・ B社のパッケージ「IP KNOWLEDGE」を利用 ・カスタマイズは、新潟市の機能要求に対して不足している部分について行った。
システムの形態	web系システム
主な利用部署	全庁

(5) 公共施設予約システム

システムの管理部署	IT推進課	システムの導入時期	平成18年7月
処理業務の概要	インターネットを通じた施設空き情報の提供，利用予約の受付，利用者登録等		
システムの導入方法	・ V社のパッケージ公共施設予約システム（eG-Reserve）を利用 ・ カスタマイズは、帳票フォーマットの追加やデータベース構造の変更に及ぶ機能追加を行った。		
システムの形態	web系システム（ASP）		
主な利用部署	公民館，スポーツ施設，文化会館等		

2. 教育委員会学務課

(1) 就学援助電算処理システム

システムの管理部署	学務課	システムの導入時期	平成22年4月
処理業務の概要	申請・認定・支給関連処理，帳票印刷		
システムの導入方法	独自開発		
システムの形態	web系システム		
主な利用部署	教育委員会 学務課		

3. 財務部資産税課

(1) 土地家屋図面情報システム

システムの管理部署	資産税課	システムの導入時期	平成7年12月
処理業務の概要	地番編集図、家屋現況図など税務地図情報の更新やデータの管理		
システムの導入方法	・ N社のパッケージソフトウェアを利用 ・ カスタマイズは、導入時に台帳フォーマット、台帳画面表示項目の変更及び都市計画道路補正計算機能を追加		
システムの形態	クライアントサーバ		
主な利用部署	資産税課、各区税務課資産税係		

(2) 固定資産税補完システム

システムの管理部署	資産税課	システムの導入時期	平成8年4月
処理業務の概要	固定資産税賦課入力及び固定資産課税台帳の管理。		
システムの導入方法	独自開発		
システムの形態	クライアントサーバ		
主な利用部署	資産税課、各区税務課資産税係		

4. 福祉部保険年金課

(1) 国民健康保険事務支援システム

システムの管理部署	保険年金課	システムの導入時期	平成 12 年 6 月
処理業務の概要	国民健康保険の保険料の賦課，収納，給付等の管理		
システムの導入方法	独自開発		
システムの形態	その他（メタフレーム方式）		
主な利用部署	保険年金課，区役所区民生活課給付係，保険料係		

(2) 後期高齢者徴収管理システム

システムの管理部署	保険年金課	システムの導入時期	平成 20 年 4 月
処理業務の概要	新潟県後期高齢者医療広域連合との保険者情報等作成・送受信 保険料賦課・収納業務		
システムの導入方法	・ B 社のパッケージソフトウェアを利用 ・ カスタマイズは、国民健康保険システムの連携機能や帳票等の機能を流用		
システムの形態	クライアントサーバ		
主な利用部署	区役所		

5. 福祉部介護保険課

(1) 介護保険システム

システムの管理部署	介護保険課	システムの導入時期	平成 11 年 10 月
処理業務の概要	・ 住民記録、市民税等との情報連携による介護保険料賦課、収納管理。 ・ 居宅介護支援事業者・介護施設とのオンライン化による迅速な介護認定業務を遂行。 ・ 膨大な量の介護給付を管理。		
システムの導入方法	独自開発		
システムの形態	クライアントサーバ		
主な利用部署	本庁・・・介護保険課、高齢者支援課 区役所・・・保険料係、高齢介護係、出張所各係 居宅介護支援事業者・介護施設		

6. 教育委員会中央図書館企画管理課

(1) 図書館情報システム

システムの管理部署	中央図書館企画管理課	システムの導入時期	平成 19 年 6 月
処理業務の概要	資料の貸出・返却、資料の登録、発注、統計処理等の図書館業務処理を行う。 利用者用の検索システムやメール送信等も行う。		
システムの導入方法	・ B 社のパッケージ「iLiswing21/Ux+」を利用 ・ カスタマイズは、統計帳票や利用者用検索システムの改修		
システムの形態	クライアントサーバ		
主な利用部署	豊栄・新津・白根・西川図書館		

7. 中央農業委員会事務局

(1) 農地基本台帳システム

システムの管理部署	中央農業委員会事務局	システムの導入時期	平成 22 年 4 月
処理業務の概要	各種証明書発行、農地、農家の情報管理、議案書の作成、農業委員会選挙人名簿作成		
システムの導入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ W社（導入はX社）製のパッケージソフトウェアを利用 ・ カスタマイズは、6 農業委員会の対応記録、画面構成、帳票類等 		
システムの形態	web 系システム		
主な利用部署	農業委員会事務局職員、選挙管理委員会農業委員会選挙担当		

8. 環境部廃棄物政策課

(1) 新潟市清掃手数料電算システム

システムの管理部署	廃棄物対策課	システムの導入時期	平成 20 年 5 月
処理業務の概要	店舗への指定袋配送実績を取り込み、調定を立て、納付書データ作成する。また、徴収事務委託料計算、収納状況管理、督促状発行、決算関係帳票出力を行う。		
システムの導入方法	独自開発		
システムの形態	クライアントサーバ		
主な利用部署	廃棄物対策課		

第5 包括外部監査の結果及び意見

1. 情報システムの調達

(1) 検証に先立って

情報システムの調達における重要な論点の一つとして、調達価額の妥当性をあげることができる。

当然に新潟市が支払う調達に伴う対価は、合理的なものである(最少の経費で最大の効果を挙げる)ことが要求されるが、その合理性を確保する手段・仕組み等としては、いくつかのものが考えられる。ここで、その手段等の全てを網羅的に挙げることは出来ないが、少なくとも以下の4つの視点が重要であると考えられる。

競争入札の対象範囲の拡大

要求事項の明確化

競争入札では対応できない調達(随意契約)に際しての業者見積りの検証・評価
受領したサービス等の事後評価

競争入札の対象範囲の拡大

適正な競争入札は調達価額の合理性を最も強力に確保する手段であると考えられる。

もちろん、競争入札を適正に行うためには、適正な最低入札価額の設定等考慮すべき事項は多いが、適正に実施された競争入札の結果は合理的なものであると評価される。したがって、合理的にできる限りにおいて、その対象範囲を広げることは、調達全体の価額合理性を確保するために極めて重要である。

ここで、その範囲の拡大とは、出来る限り多くの調達行為を対象とするということであるが、単に案件数を増やすというだけではなく、実施される競争入札の対象調達案件の範囲を拡大するという視点も重要となる。

すなわち、情報システムの調達は当初の購入・開発により完結するものではなく、事後的な保守や運用等を伴うものであるが、これらの全て(ライフサイクル全体)を対象とするよう留意する必要がある。

そのような意味での対象範囲が過少であった場合、例えば情報システムの初期開発のみが対象となった場合には、その運用、保守等について、追加の調達契約が必要となる。そして、それらの追加契約の多くは、開発によるノウハウ等の保持という理由で、当初の開発業者等との随意契約とされることになる。

要求事項の明確化

競争入札自体への期待は大きいのであるが、それが合理的に機能するのは、入札対象案件に対する要求事項が、適切に定義されている場合に限られる。

要求事項が曖昧なままで競争入札の対象としても、応札する業者は必要な工数等を正確に見積もることが出来ず、多くの限定事項が付されるか、あるいは不明事項に關

する安全余裕の幅を大きく設けることになる。

不明事項に関する安全余裕の幅を大きく設けた結果として、競争入札を実施しても割高な契約額となることが考えられる。また、多くの限定事項が付された結果として、導入効果が低いシステムが構築されるという問題、あるいは事後的な追加契約が増え契約額が増大するといった問題が発生する可能性が考えられる。

したがって、一定金額以上の情報システムの調達については、要求事項の詳細をまとめた基本計画書を外部委託(調達)により策定する等のルールを定めることも必要と考える。

以上は競争入札による調達を前提としたものであるが、これに限らず、随意契約により調達を行う場合でも、業者による見積り工数を精緻化するために、やはり要求事項の明確化は重要となる。

なお、要求事項の明確化は発注者責任を明確化するうえでも重要である。

競争入札では対応できない調達(随意契約)に際しての業者見積りの検証・評価
前述のとおり、競争入札の対象範囲の拡大は必要であるが、全ての案件を競争入札の対象とすることはできない。

安価な調達案件を競争入札の対象とすることは、その非効率性が問題となるであろうし、特殊技術やノウハウ等の関係から、むしろ随意契約が適切な場合もある。

したがって、合理的な理由による随意契約は推奨されるべきものであるが、随意契約の締結に際しては、業者見積りの内容を正しく検証・評価して初めて合理的な価額の受け入れが可能となる。検証・評価に必要な技能や体制の確保は、調達契約の多くが随意契約となる現状を考慮すると無視し得ない問題である。

受領したサービス等の事後評価

競争入札による案件であるか随意契約による案件であるかに拘わらず、提供されたサービス等を事後的に評価することは、契約内容が十分に履行されているかを判断する上で、あるいは後に同種の契約を締結するうえで重要である。

この点に関しては、多くの契約でSLA(サービスレベルアグリーメント)⁹といった条項で、その品質を確保するための基準等が設定されるが、当該条項の有無にかかわらず、受領したサービス等の事後評価は必須のものであると考える。

(2) 4つの視点と今回発見した意見・結果との関連

上述したように、今回の包括外部監査を実施するにあたり、特に 競争入札の対象範囲の拡大、 要求事項の明確化、 競争入札では対応できない調達(随意契約)に際しての業者見積りの検証・評価、 受領したサービス等の事後評価の4つの視点か

⁹ SLA：落札業者と本市との間で契約を行う際に、品質に対する要求(達成)水準を明確にして、それが達成できなかった場合のルールなどを含めあらかじめ合意した契約(出所)調達ガイド

らの検証を行った。4つの視点と今回発見した意見・結果との関連は以下のとおりである。

4つの視点	参照先	概要
競争入札の対象範囲の拡大	(3) (5) (6)	受領するサービスにおける契約と関連する機器購入との契約において、随意契約の理由における根拠が乏しい調達案件がある。
要求事項の明確化	(3) (5) (6) (8)	調達時において、要求事項の網羅的な明確化を行わずに、契約を締結し、変更契約に至る調達案件もある。
競争入札では対応できない調達（随意契約）に際しての業者見積りの検証・評価	(3) 、 、 (5) 、 、 (6) 、 (7) 、	外部事業者が提出してきた見積りにおいて、その妥当性の評価をおこなっていない。また、その受領したサービスの結果について、その見積りとの比較を行わずに、次年度の契約金額を確定している調達案件がある。
受領したサービス等の事後評価	(3) (4)	契約書に記載されたサービスの内容について、事後評価を行っていない。

なお、監査の対象としたが下記で指摘の対象となっていないシステム等、すなわち中央電子計算機システム（管理部署（以下同）：総務部 IT 推進課）、電子収納システム（総務部 IT 推進課）、電子申請・届出システム（総務部 IT 推進課）、文書管理システム（総務部 IT 推進課）、公共施設予約システム（総務部 IT 推進課）、教員用 PC 整備事業（教育委員会学務課）、図書館情報システム（教育委員会中央図書館企画管理課）、及び新潟市清掃手数料電算システム（環境部廃棄物政策課）においては、報告すべき重要な事項は発見していない。

(3) 全庁共通事項

今回の調査は、全庁を対象として実施したものではなく、対象を絞って実施している。しかし、発見された事項の中には、必ずしも対象となる調達行為に限定されていないと思われるものも多かったため、総務部 IT 推進課（以下、この章において「IT 推進課」という）等へ確認した結果、全庁的な問題であると推測される事項については、全庁共通事項として取り上げた。

なお、全庁的な問題として指摘した事項の多くは、その改善に向けて、IT ガバナンス

スの推進体制の見直し等を必要とすることになると考えられるが、この点については、改めて3.ITガバナンスで取り上げている。(3.(4) 「推進体制について」参照)

また、全庁共通事項で取り上げた事項については、内容が重複することにはなるが、実際に発見された部課等でも取り上げている。

調達時に作成すべき資料について(意見)

【現状・問題点・リスク】

「政府調達に関する協定に対応する情報システム調達ガイド」(平成22年4月1日改訂)(以下、この章において「調達ガイド」という)の「第5章総合評価落札方式一般競争入札について 4 総合評価落札方式一般競争入札の進め方」では、総合評価落札方式や一般競争入札を実施するにあたり、「参考5-4-2作成されなければならない資料」として、以下の資料及びその記載内容を示している。

「調達ガイド、参考5-4-2作成されなければならない資料」

●入札説明書

目的,入札に付する事項,入札参加資格,入札スケジュール,入札参加申請,入札保証金,提案書提出,質問及び回答,ヒアリング,入札・開札手続き,入札の無効・辞退,落札者の決定,契約に関する事項など

●入札説明書関連書式

参加申請書,参加資格確認結果通知書,秘密保持誓約書,会社概要,導入実績一覧表,入札書,委任状,辞退届など

●業務委託仕様書

それぞれの業務内容に沿った仕様書

●提案書作成要領

目的,作成する提案書等,共通留意事項,本編の作成に関する事項,概要版の作成に関する事項,電子データの作成に関する事項,プレゼンテーション資料の作成に関する事項,提出上の留意事項,提案書等の取扱い,提案書等の公開・非公開,提案書記載依頼事項など

●提案書書式

提案書表紙,企業概要,実績,機能(仕様)証明書,必要経費一覧,経費詳細など

●落札者決定基準

目的,落札者決定方法,技術点の算出,価格点の算出,総合評価点の算出,公開用評価表,内部用評価表,配点内訳表など

●契約書(案)

契約書,情報セキュリティに関する要求事項,個人情報取扱特記事項など

●SLA(サービスレベルアグリーメント)

前提条件,業務範囲,責任分担,サービスレベル,結果対応など

●その他の書類

事業概要，基本計画書，現行システムに関する資料，関連システムに関する資料など

上記の「SLA（サービスレベルアグリーメント）」や「その他の書類」についての作成基準は「必要に応じて」となっており、具体的な基準は明確になっていない。また、システムの調達において、その要求事項を事前に明確にしておくうえで有効な手段の一つである「その他の書類」に含まれる基本計画書については、記載すべき項目を明確にしていない。

SLA や基本計画書は全ての入札案件において必須となる資料ではないが、その作成基準が予算額、開発規模、業務内容など具体的な指標によって示されなければ、本来必要であるべき調達に対しても作成されないおそれがある。また、基本計画書や SLA は、他の資料と比較して情報システムに関する専門的な内容が含まれる。基本計画書や SLA がシステムの専門部署でない主管課でも作成されることを勘案すると、各資料内で記載すべき項目を列挙するだけでなく、テンプレート（書式）や具体的な記入例を示さないと、内容が不十分なものとなるおそれがある。

【改善提案】

基本計画書や SLA については、「必要に応じて」ではなく具体的な作成基準を設けること、さらに基本計画書については、そこで記載すべき項目を明確化することが望まれる。また、参考となるテンプレート（書式）や具体的な記入例を示すことが望まれる。

見積内容の妥当性について（意見）

【現状・問題点・リスク】

システムの運用保守業務については、当該システムに精通していることや著作権などの関係により、システムを導入・開発した事業者随意契約により委託することが多い。

この運用保守業務に関する契約の際に、見積書を事業者提出させ契約金額の根拠とすることになるが、財務部資産税課、福祉部保険年金課では、見積書の基礎となる単価、工数等に関する詳細な内訳書は提出させていなかった。このため、両課とも見積りに対する精査は行っておらず、IT 推進課等のシステム専門部署による確認も行われていなかった。

随意契約の際に、各課契約事務担当者による見積りに対する精査や IT 推進課等のシステム専門部署による見積りに対する確認が行われない場合は、本来削減可能な業務はないか、もっと効率よく出来る作業はないか、といった見直しが行われず、不要な業務や非効率な作業が放置され、契約金額が高止ったままになる可能性がある。

【改善提案】

不要な業務や非効率な作業を放置せず、適切な金額で契約を締結するために、見積書だけではなく、その基礎となる単価、工数等に関する詳細な内訳書を提出させた上で、契約事務担当者や IT 推進課等のシステム専門部署による次のような見積りの精査や確認を実施することが望まれる。

- ・委託する作業内容と見積書の記載内容に差異はないか
- ・工数の見積りは作業単位で行われているか
- ・その工数は最低限の必要工数であり、適切に提示されているか
- ・どのような基準で単価を設定しているか

なお、見積書の基礎となる単価、工数等に関する詳細な内訳書については、作業単位（設計書作成、プログラミング、テスト等の作業）や作業内容などの記載を統一させるために、テンプレート（書式）や具体的な記入例を示すことが望まれる。

予定工数と実績工数の比較について（意見）

【現状・問題点・リスク】

財務部資産税課、福祉部保険年金課、福祉部介護保険課においては、システムの運用保守業務を外部委託している。各課では、外部業者から日次の作業内容や運用支援の対応状況に関する報告は都度受けているが、見積書に記載された予定工数と作業に要した実績工数との比較に関する報告書は提出させていなかった。

予定工数と実績工数との比較に関する報告を提出させず、その差異に関する分析を行っていないために、今後削減可能な業務がないかといった分析ができず、次期予算の見積時に基礎となる工数の妥当性判断ができない。

その結果、本来削減可能であるにもかかわらず、前年度同様もしくはそれ以上の額の見積りを提示される可能性がある。

【改善提案】

作業単位（＝見積書に記載された作業単位）毎の実績工数と予定工数の比較に関する報告書を成果物として契約書等に定め、業務終了後に予定工数と実績工数の差異の有無やその理由について確認し、見積りに見合ったサービスの提供を受けることができたかどうかを評価した上で、次年度の見積額の参考とすることが望まれる。

(4) 教育委員会学務課

SLA に関する協議について（結果）

【現状・問題点・リスク】（就学援助電算処理システム）

教育委員会学務課では、平成 20 年に就学援助電算処理システムの開発業務を外部事業者へ委託した。

その際に締結した委託契約書の仕様書には、SLA（サービスレベルアグリーメント）について記載がある。この SLA は、総務省が平成 15 年 3 月に公表した「公共

ITにおけるアウトソーシングに関するガイドライン」に準拠したもので、サービスメニュー（SLAの対象となるサービスの種別と各サービスの機能要件）、サービス要件（サービスメニューごとに規定される定量的または定性的要件）、SLA評価項目（サービスメニューに対応するサービス品質を定量的に設定・評価する項目）、SLA設定値（SLA評価項目の具体的な値）、報告要件、ペナルティなどについて定められている。

しかしながら、仕様書には「このSLAの測定方法、報告方法等については、新潟市と協議の上決定する」とあるが、実際には協議が行われておらず、SLAの測定、報告も行われていない。

【改善提案】

SLAを定める目的は、支払いの対価としてどのようなサービスがどれだけ提供されるのかを事前に明確にし、機能とコストのバランスを考慮して最適なサービスを選択すること等にある。

上記SLAのメリットを享受するためには、具体的なサービスメニュー、サービス要件、SLA評価項目、SLA設定値、報告要件、ペナルティなどについて市と委託業者間で合意した上で、委託業者に実績の状況を測定させ、その結果について定期的に報告を受ける必要がある。

(5) 財務部資産税課

契約事務手続きについて（意見）

【現状・問題点・リスク】（土地家屋図面情報システム）

調達ガイド「第6章情報システムの契約事務にかかる書式 1 業務委託チェックリスト」にて、情報システムの調達にあわせて契約課提示の標準チェックリストを下記の局面別に修正し、これを利用することにより手続上の漏れや誤りを防ぐこととされている。

「第6章情報システムの契約事務にかかる書式 1 業務委託チェックリスト」

●契約準備用

調達（入札等）を行う前までのチェックです。経費執行伺などと一緒に決裁をまわし、業務責任者（所属長等）より確認の押印を受け、経費執行伺などと一緒に保管します。

●業務履行中用

委託期間中に1回以上行うチェックです。通常、契約期間の中間時点を目処に行います。（委託期間内に複数回の検収・支払いがある場合には、一定期間ごともしくは委託期間の中間時点とする。）ただし、長期継続契約を利用し複数年度にわたっての契約を締結した場合には、最低、各年度に1回はチェックを行うようにします。単独で、業務責任者（所属長等）までの決裁後、経費

執行伺などと一緒に保管します。

●業務完了後用

業務完了後の検査以降のチェックです。業務期間最後の支払い時に支出命令書などと一緒に決裁をまわし、業務責任者（所属長等）より確認の押印を受け、経費執行伺などと一緒に保管します。

また、契約課からも、平成 19 年 1 月に「物品契約・委託契約の改善について」という通知を各課宛に発信し、当該通知において「業務委託チェックリスト」の使用を促している。

ただし、財務部資産税課では、担当者がチェックリストの存在を認識していなかったため、契約手続の際の上記各局面において利用されなかった。

このような状況下では、契約手続上の漏れや誤りが発見されない可能性がある。

【改善提案】

業務委託契約を行うに際しては、チェックリストを利用して漏れや誤りがないかを確認することが望まれる。

見積内容の妥当性について（意見）

【現状・問題点・リスク】（土地家屋図面情報システム）

財務部資産税課では、平成 22 年度における新潟市土地・家屋図面情報システム事業委託は、随意契約により行われている。契約金額は 55,125 千円で、契約の締結に際しては見積書を入手しているが、見積書の基礎となる単価、工数等に関する詳細な内訳書は提出させていなかった。このため、見積りに対する精査は行っておらず、IT 推進課等のシステム専門部署による確認も行われていなかった。

随意契約の際に、契約事務担当者による見積りに対する精査や IT 推進課等のシステム専門部署による見積りに対する確認が行われない場合は、本来削減可能な業務はないか、もっと効率よく出来る作業はないか、といった見直しが行われず、不要な業務や非効率な作業が放置され、契約金額が高止ったままになる可能性がある。

【改善提案】

（3）全庁共通事項 見積内容の妥当性について（意見）と同様

予定工数と実績工数との比較について（意見）

【現状・問題点・リスク】（土地家屋図面情報システム）

土地家屋図面情報システムの運用・保守業務委託契約書の第 13 条には、「新潟市が指示した場合には、業務の進捗状況及び実績時間等について、新潟市が求める時期、内容で、書面により報告しなければならない」と定められているが、業務の進捗状況及び実績時間等に関する報告書の提出は義務付けられていない。

財務部資産税課では、この報告書の提出を要求せず、外部事業者からはセットア

アップ時の連絡メールが発信されたのみで、報告書は提出されていない。

そのため、どのような作業がいつ行われ、結果がどうなったかを把握することができないと思われる。また、何らかの問題が発生した際に、適時適切にその内容を課内で共有することが出来ないと思われる。

さらには、予定工数と実績工数との比較に関する報告の提出を求めず、その差異に関する分析を行っていないために、今後削減可能な業務がないかといった分析ができず、次期予算の見積時に基礎となる工数の妥当性判断も不可能となる。

その結果、本来削減可能であるにもかかわらず、前年度同様もしくはそれ以上の額の見積りを提示される可能性がある。

【改善提案】

業務の進捗状況及び実績時間等に関する報告書を成果物として契約書等に定め、委託先に対しシステムの運用・保守に関する日々の作業実績を確認できる資料の作成を指示し、作業内容及び問題発生の有無等を随時確認できる体制を整えることが望まれる。

また、作業単位（＝見積書に記載された作業単位）毎の実績工数と予定工数の比較に関する報告書を成果物として契約書等に定め、業務終了後に予定工数と実績工数の差異の有無やその理由について確認し、見積りに見合ったサービスの提供を受けることができたかどうかを評価した上で、次年度の見積額の参考とすることが望まれる。

付随発見事項（意見）

当該意見については、調達手続とは直接関係ないが、調達手続の検証を行ううえで付随的に発見した事項として、記載している。

【現状・問題点・リスク】（土地家屋図面情報システム）

各区の固定資産税の算定根拠となる地図情報が保管されているサーバは各区役所にそれぞれ1台設置されている。

その個人情報が格納されているサーバは、各区役所の管理者によって管理されているが、その管理方法に関する全庁的なルールが定められていないため、それぞれの管理状況が異なったものとなっている。

例えば、設置場所が不適切であったり、サーバ保管庫の鍵の管理が適切に行われていないなど、物理的なセキュリティレベルが確保されていないところもある。

また、財務部資産税課の担当者も、その実態について把握していない。

【改善提案】

情報セキュリティ (2) セキュリティ全般 サーバの管理について（意見）と同様

見積内容の妥当性について（意見）

【現状・問題点・リスク】（固定資産税補完システム）

財務部資産税課における固定資産税補完システム運用支援業務委託（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）及び固定資産税補完システム用機器等賃貸借契約（平成 19 年 12 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日まで）は、随意契約により契約を締結している。契約金額はそれぞれ 4,740 千円、100,220 千円で、契約の締結に際して見積書を入手しているが、見積書の基礎となる単価、工数等に関する詳細な内訳書は提出させていなかった。このため、見積りに対する精査は行っておらず、IT 推進課等のシステム専門部署による確認も行われていなかった。

随意契約の際に、契約事務担当者による見積りに対する精査や IT 推進課等のシステム専門部署による見積りに対する確認が行われない場合は、本来削減可能な業務はないか、もっと効率よく出来る作業はないか、といった見直しが行われず、不要な業務や非効率な作業が放置され、契約金額が高止ったままになる可能性がある。

【改善提案】

（3）全庁共通事項 見積内容の妥当性について（意見）と同様

機器リース契約について（意見）

【現状・問題点・リスク】（固定資産税補完システム）

財務部資産税課では、固定資産税補完システム用機器等賃貸借契約については、Y 社と平成 19 年 12 月 1 日から 4 年リースを行う（運用・保守については B 社が行う）旨の契約を締結している（システム導入自体は 15 年前の平成 7 年）。

契約形態としては、Y 社と E 社の 2 社の見積り合わせによる随意契約の形をとっており、契約金額は 4 年で総額 100,220 千円となっている。

上記の随意契約を行った理由としては以下の理由が挙げられている。

- a. 固定資産税補完システムは、ホストシステムとデータを交換しながら運用するシステムであり、機器等を含む基本ソフト及び開発言語等については、ホストシステムと同じく B 社製のものを使用する必要がある。（他社の機器ではシステムの動作保証がなされていない。）
- b. B 社製機器等の保守点検については、同システムが証明書発行など市民サービスに影響するシステムであり、障害時を含めた速やかな対応を求められるため、システム運用を受託している同社へ委託する必要がある。（システム運用業務と保守業務は業務システムに不可欠な安全確実な稼働を妨げる要因となるため一体としてなされるべき業務である。）
- c. B 社の保守を含めた機器等を提供できるリース会社は、Y 社と E 社の二社のみである。
- d. 新たな機器等で業務システムを運用する際には、その機器で動作するため

のプログラムやシステム環境等の改修が必要となり多額の費用と時間を要する。システム機器リースという業務の性質上、業者側は見積りなどの準備期間をそれほど必要としないため、選定を入札にした場合、事務手続きに不必要な期間を要する。したがって、本契約の方法については、入札より期間で優位である随意契約とするものである。

ただし、実質的には、システム開発業者であるB社が機器等の調達先として上記の2社を指名していることとなり、公平性の面から問題があると考えられる。

また、上記のような2社による見積り合わせによる随意契約を行う場合には、不当に高いリース料を支払う結果となってしまう可能性がある。

【改善提案】

システム用機器の賃貸借については、システム開発業者の指定する会社と契約を行う必然性はなく、一般競争入札等公平性に問題の生じない方法により契約先を決定する必要がある。ただし、一般競争入札によれば全ての問題が解決されるものではなく、前提として賃貸借機器の価格に対する見積り精査を行うことが当然に必要である。

(6) 福祉部保険年金課

見積内容の妥当性について（意見）

【現状・問題点・リスク】（国民健康保険事務支援システム、

後期高齢者医療保険料徴収管理システム）

システムの運用保守業務については、システムを導入・開発した事業者随意契約により委託することが多い。この運用保守業務に関する契約の際に、見積書を事業者に提出させ契約金額の根拠とすることになるが、福祉部保険年金課では、契約の締結に際しては、見積書を入手しているが、見積書の基礎となる単価、工数等に関する詳細な内訳書は提出させていなかった。このため、見積りに対する精査は行っておらず、IT推進課等のシステム専門部署による確認も行われていなかった。

随意契約の際に、契約事務担当者による見積りに対する精査やIT推進課等のシステム専門部署による見積りに対する確認が行われない場合は、本来削減可能な業務はないか、もっと効率よく出来る作業はないか、といった見直しが行われず、不要な業務や非効率な作業が放置され、契約金額が高止ったままになる可能性がある。

【改善提案】

(3) 全庁共通事項 見積内容の妥当性について（意見）と同様

予定工数と実績工数との比較について（意見）

【現状・問題点・リスク】（国民健康保険事務支援システム、
後期高齢者医療保険料徴収管理システム）

福祉部保険年金課においては、システムの運用保守業務実施後、日次の作業内容や運用支援の対応状況に関する報告は受領しているが、見積書に記載された予定工数と実績工数（合計及び作業単位）との比較についての報告を受領していなかった。

予定工数と実績工数との比較に関する報告を提出させず、その差異に関する分析を行っていないために、今後削減可能な業務がないかといった分析ができず、次期予算の見積りに基礎となる工数の妥当性判断ができない。

その結果、本来削減可能であるにもかかわらず前年度同様もしくはそれ以上の額の見積りを提示される可能性がある。

また、この外部事業者の再委託先の担当者の中には、複数の委託業務を兼務している者が含まれている。この者によって実績工数の報告が重複してなされた場合や、一方の業務実績を他方の業務に付け替えられた場合、同様に本来削減可能な業務が把握できず、不当に高い見積りを提示される可能性がある。

【改善提案】

（3）全庁共通の事項 予定工数と実績工数との比較について（意見）と同様。

また、複数の委託業務を受託する兼務者については、契約ごとに実績工数の報告を入手することが望まれる。

サーバの賃貸借契約について（意見）

【現状・問題点・リスク】（後期高齢者医療保険料徴収管理システム）

後期高齢者医療保険料徴収管理システムについては、A社と平成20年4月1日から5年のリース契約を締結している。

契約形態としては、随意契約の形をとっており、契約金額は5年で総額41,876千円となっている。

上記の随意契約を行った理由として、制度施行までの時間的制約があり、機器選定を短期間で決定する必要性があったことから、当該システムの開発者であるB社と連携の図れる業者を選定する必要があること、並びに、速やかな障害対応が可能で、かつ保守及び賃貸借の実績があることが挙げられている。

しかし、システムの運用はB社に委託され、また、サーバ機の保守契約は、A社からシステムの開発者であるB社に再委託されているため、A社とは、実質的にはリース契約のみであり、業者選定の理由にあるB社との連携や、保守契約の実績があることは直接的には結び付かず、公平性の面から問題があると考えられる。

また、随意契約を行う場合には、不当に高いリース料を支払う結果となってしまう可能性がある。

【改善提案】

システム用機器の賃貸借については、一般競争入札等、公平性に問題の生じない方法により契約先を決定する必要があると考えられる。ただし、(5)財務部資産税課 機器リース契約についてに記載したとおり、前提として賃貸借機器の価格に対する見積り精査を行うことが必要である。

要求事項の明確化について（意見）

【現状・問題点・リスク】（後期高齢者医療保険料徴収管理システム）

後期高齢者医療制度が平成 20 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、下記の理由により B 社との一者随意契約により、平成 19 年 6 月 25 日から平成 20 年 3 月 31 日までを委託期間として合計 240,445 千円の「国民健康保険システム」後期高齢者医療保険料徴収管理機能追加対応業務契約を締結した。

一者随意契約理由より

後期高齢者医療制度創設に伴うシステム改修業務は、制度の実施期日までの限られた期間で安全・確実に行う必要がある。また、同システムは稼働中の他システムと密接に連携していることから、それら他システムの運用や資源に及ぼすことなく業務を行う必要がある。

特に後期高齢者医療保険料徴収については、原則年金からの特別徴収となっており、平成 20 年度からは介護保険料に加え新たに国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を年金からの特別徴収額と合算しデータを年金保険者と交換する機能を追加する必要がある。

国民健康保険システム・介護保険システムに関するプログラムの著作権とも上記業者が有しており、既存国民健康保険料システムに後期高齢者医療保険料徴収管理機能追加し、一体的な徴収システムを構築できる唯一のものである上記業者と随意契約を締結するものである。

本案件の作業範囲は、以下の厚生労働省からの資料等に基づく作業となる。

- 医療制度改革関連法に関する都道府県説明会資料（平成 18 年 7 月 10 日）
- 全国老人医療担当課（部）長・国民健康保険主管課（部）長・後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局長会議資料（平成 19 年 2 月 19 日開催）
- 後期高齢者医療広域連合電算処理システム仕様書（第 1.0 版）（平成 19 年 3 月 30 日）
- 年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書（平成 19 年 5 月 1 日）

以上の条件のもとに、下記のプロジェクト計画書（B 社作成、新潟市担当課長承

認)に従って、委託業務が実施された。

(プロジェクト計画書の内容)

システム仕様書

業務の範囲

対象作業範囲

主任担当者及び推進体制図

スケジュール

本案件の見積りにおいては、見積書、国民健康保険システム 後期高齢者徴収管理追加対応作業について、作業工数の A4、3枚での構成となっており、その結果 240,445 千円の見積り額となっている。委託仕様等により何をいつまで実施するかは明確になっているものの、その見積書等の妥当性については、十分なものは判断できない状況である。

【改善提案】

基本計画を策定し、これに従った見積りの作成が望まれる。また、(3)全庁共通事項 見積内容の妥当性について(意見)と同様に、不要な業務や非効率な作業を放置せず、適切な金額で契約を締結するために、見積書だけではなく、その基礎となる単価、工数等に関する詳細な内訳書の提出を求めた上で、契約事務担当者や IT 推進課等のシステム専門部署による次のような見積りの精査や確認を実施することが望まれる。

- ・委託する作業内容と見積書の記載内容に差異はないか
- ・工数の見積りは作業単位に行われているか
- ・その工数は最低限の必要工数であり、適切に提示されているか
- ・どのような基準で単価を設定しているか

(7) 福祉部介護保険課

予定工数と実績工数との比較について(意見)

【現状・問題点・リスク】(介護保険システム)

福祉部介護保険課は、介護保険システムの運用保守業務を B 社と契約し、委託している。しかし、運用保守結果の成果物として、業務実施後、日次の作業内容や運用支援の対応状況に関する報告は受領しているが、見積書に記載された予定工数と作業に要した実績工数との比較に関する報告書の提出は求めていなかった。

予定工数と実績工数との比較に関する報告を求めず、その差異に関する分析を行っていないために、今後削減可能な業務がないかといった分析ができず、次期予算の見積時に基礎となる工数の妥当性判断ができない。

その結果、本来削減可能であるにもかかわらず、前年度同様もしくはそれ以上の額の見積りを提示される可能性がある。

【改善提案】

(3)全庁共通事項 予定工数と実績工数との比較について（意見）と同様

賃貸借契約と保守契約について（意見）

【現状・問題点・リスク】（介護保険システム）

福祉部介護保険課では、居宅介護支援事業者に対して、介護保険システムとリモートで接続する端末機を貸与して、要介護認定の調査や結果の分析を依頼し、業務の効率化及び業務経費の抑制を図っている。

介護保険システムと端末機を接続するネットワークには、ルータ（ネットワーク機器）が各事業者の端末側に必要となってくるため、賃貸借によりルータを設置し保守を委託しているが、その保守金額は保守内容に変更がないため、前年度と同額で契約されている。

【改善提案】

保守内容に変更がなくとも、見積りが妥当であったかの検討を、翌年度の契約更新前に行うことが望まれる。

(3)全庁共通の事項 予定工数と実績工数との比較について（意見）と同様

(8) 中央農業委員会

要求事項の明確化について（意見）

【現状・問題点・リスク】（新農地基本台帳システム）

中央農業委員会事務局では、一般競争入札で落札したH社とシステム開発委託業務に関する契約を締結して開発し、平成22年4月より新・農地基本台帳システムの運用を開始した。

平成19年3月の「新・新潟市総合計画」に基づき策定した「第2次実施計画」によると、平成20年に農業委員会のシステム検討部会を開催してシステム仕様作成、平成21年に業者選定・システム開発、平成22年にシステム運用という計画であった。

しかし、実際に一般競争入札で外部事業者と「新・農地基本台帳システム整備業務委託契約書」（以下、「原契約」という）を締結したのは、平成21年12月であり、開発期間が当初の計画より大幅に短縮された。また、平成22年3月に周辺機器の導入が必要となったことから、「新潟市新・農地基本台帳システム整備業務委託仕様書及び機器仕様」に従った変更契約を締結している。その結果、当初の48,300千円から54,810千円へと契約額を変更している。

なお、原契約の契約期間は平成22年3月31日までとなっているが、平成22年4月の情報システムの運用開始から1年間は、この原契約によって運用保守を行うこととし、平成23年3月31日までの運用保守契約は締結していない。その理由としては、当初計画していたよりも開発期間が短かったことから、運用テストを実施

する期間として扱い、1年目の運用保守もこの原契約の対象範囲として合意したと
のことである。

図でまとめると下記のとおりとなる。

	平成 20年度	平成21年 4月	~7月	~1月	~3月	平成22年 4月~
仕様確定	■					
業者選定		■	■	■		
開発期間			■	■	■	
運用開始						■

■	「第2次実施計画」で策定された計画上のスケジュール
■	実績

また、以下は、変更契約で追加した仕様の代表例と周辺機器になる。

【追加仕様代表例】

- ・ システムパラメータのうち、一度システムを構築した後に容易に変更できないパラメータはないかを確認する
- ・ 「強化促進法入力」は「許可」ではなく、「公告」であるため必要箇所を修正する。
- ・ 資産税課から毎月来る分合筆や相続の筆のデータを取り込んで農地データを更新する。
- ・ 農地法報告事項「農業委員会斡旋による農地法第3条許可書の交付について」対応
- ・ 自由入力議案書について対応、ワープロ等で作成した議案書をPDFとして取り込み、議案出力で他の議案と同時に出力可能とする。
- ・ ユーザによって使える機能を制限する。

【追加周辺機器】

- ・ クライアント関連（富士通 FMV - A8290 (PC) 7台)
- ・ 複合機（複合機プリンタ6台)
- ・ モノクロプリンタ（6台)
- ・ 大判プリンタ（4台)

一般競争入札後に随意契約によりシステムの追加開発に関する契約を締結すること

は、入札に係る仕様書に不備があったと想定され、一般競争入札の実効性に問題があったと言える。

【改善案】

一般競争入札を行う際は、事前に業務仕様や機器要件の検討を入念に行う必要がある。また、システムの開発業務と機器の導入に関する契約を分離発注するか、まとめて行うかといった意思決定は事前に行う必要がある。

本来、このような検討は、基本計画策定フェーズで行う必要があり、結果は基本計画書としてまとめることが望まれる。

2. 情報セキュリティ

(1) 検証に先立って

今回の情報セキュリティについての監査の目的は、法制度、総務省の基準・ガイドライン及び経済産業省のセキュリティ監査・管理基準に照らして、新潟市の規則・規程やその運用に不備な点がないかどうかを検証することであり、新潟市の情報セキュリティ管理体制または監査対象システムの信頼性、安全性、効率性等についての意見を表明するものではなく、またそれらを保証するものでもない。

検証に際しては、同課担当者に対するヒアリング、資料・文書の閲覧及び処理環境の視察等を行った。

なお、監査の対象としたが下記で指摘の対象となっていないシステム、すなわち電子申請・届出システム（管理部署：総務部 IT 推進課）及び文書管理システム（同）については、報告すべき重要な事項を発見していない。

(2) 情報セキュリティ全般

情報セキュリティ委員会について（意見）

【現状・問題点・リスク】

「新潟市情報セキュリティ対策基準」（以下、この章において「対策基準」という）の第 12 条において、情報セキュリティ委員会は、次に掲げるとおり情報セキュリティ対策に関し重要な事項を協議し実施することが定められている。

「第 2 章情報セキュリティ組織運営 第 1 節組織・運営（情報セキュリティ委員会の所掌事項等）」

第12条 情報セキュリティ委員会は、次に掲げるとおり情報セキュリティ対策に関し重要な事項を協議し実施する。

- (1) 新潟市情報セキュリティポリシー等の決定に関すること
- (2) 情報セキュリティ対策の各課間の協力推進に関すること
- (3) 情報セキュリティ対策の遵守状況の確認に関すること
- (4) 情報セキュリティ対策の監査に関すること

- (5) 情報セキュリティ対策の教育及び訓練に関すること
- (6) 新潟市情報セキュリティポリシーの改廃に関すること
- (7) その他、情報セキュリティ対策の維持管理に関し重要と認められること

また、情報資産の漏えい事故発生等、緊急時における対応に関し次の事項について協議し実施することが規定されている。

「第2章情報セキュリティ組織運営 第1節組織・運営（情報セキュリティ委員会の所掌事項等）」

- 2. 情報セキュリティ委員会は、情報資産の漏洩等の事故発生等、緊急時における対応に関し、次の事項について協議し実施する。
 - (1) 緊急時対応計画の策定に関すること
 - (2) 緊急時対応計画に基づく訓練に関すること
 - (3) その他、緊急時における対応に関すること

しかし、情報セキュリティ委員会は、平成20年度以降開催されていないとのことである。

なお、下記の事項については、情報セキュリティ委員会を開催せず、個別に最高情報統括責任者により決裁されていることを確かめた。

- ・新潟市情報セキュリティポリシー等の決定に関すること
- ・情報セキュリティ対策の遵守状況の確認に関すること
- ・情報セキュリティ対策の監査に関すること
- ・情報セキュリティ対策の教育及び訓練に関すること
- ・新潟市情報セキュリティポリシーの改廃に関すること
- ・その他、情報セキュリティ対策の維持管理に関し重要と認められること

個別に最高情報統括責任者の決裁は得られているものの、情報セキュリティ委員会は重要事項の審議を行うと定められており、同委員会が開催されない場合は、情報セキュリティ管理上の重要事項について、情報セキュリティ委員会全体に周知・徹底されない可能性がある。

【改善提案】

情報セキュリティ委員会は重要事項の審議を行うと定められており、情報セキュリティ管理体制上重要な機関であることを鑑みると、定期的を開催することが必要である。

情報セキュリティ委員会が定期的で開催されること及び対策基準に定める報告事項及び承認事項が漏れなく議題として取り上げられることを確実にするために、下記の検討が望まれる。

- ・情報セキュリティ委員会開催事務の実施手順書を作成する。
- ・同手順書で、情報セキュリティ委員会の開催頻度、及び決議事項等を明文化す

る。

情報セキュリティ教育について（意見）

【現状・問題点・リスク】

対策基準の第 20 条において、「情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ教育・訓練計画に基づき、所掌する課における情報セキュリティに関する教育を定期的かつ継続的に実施しなければならない」と定められている。

情報セキュリティに関する統括部署である IT 推進課は、庁内用のポータルサイトに情報セキュリティ教育の推進に関する資料や教材などを掲示しているが、教育を実施した際の記録は各課で保管されていることから、IT 推進課では情報セキュリティ教育の実施状況について確認していない。

また、平成 21 年、22 年の情報セキュリティ外部監査の指摘事項として、一部の課で情報セキュリティ教育が実施されていないことが挙げられている。

情報セキュリティ教育が行われない場合は、必要な情報セキュリティ対策が実施されない可能性がある。

【改善提案】

全庁的な情報セキュリティに関する意識を向上させる上で、教育・研修による職員全体のレベルの底上げは必要不可欠である。全庁漏れなく情報セキュリティ教育を実施させるため、情報セキュリティに関する統括部署である IT 推進課は、各課の情報セキュリティ教育の実施状況の確認及び未実施の課への督促等の活動を行うことが望まれる。

また、この運用を徹底するために各課における教育の実施状況の確認及び未実施の課への督促等に関する手続の整備が望まれる。

情報資産台帳について（意見）

【現状・問題点・リスク】

対策基準の第 29 条において、「情報セキュリティ管理者は、定期的に所管する情報資産を洗い出し、情報資産ごとにその使用者、形態、保管場所等を明確にしなければならない」と定められている。また、「情報セキュリティ管理者は、情報資産の洗い出し結果を、情報資産台帳に記録・維持管理し、情報ネットワーク管理者へ提出しなければならない」とも定められている。

情報セキュリティに関する統括部署である IT 推進課は、2 年に 1 回庁内用のポータルサイトに各課に対する情報資産台帳の提出依頼を掲示しており、提出した課については情報資産の状況を把握している。しかし、一部の課では情報資産台帳が未提出となっていたため、IT 推進課では情報資産の正確な状況が把握できていなかった。

また、平成 20 年から平成 22 年の情報セキュリティ外部監査の指摘事項として、一部の課で情報資産の洗い出し、情報資産台帳の更新作業が実施されていないこと

が挙げられている。

情報資産の洗い出し、情報資産台帳の更新作業が行われない場合は、洗い出し漏れの情報資産に対する情報セキュリティ対策が実施されない可能性がある。

【改善提案】

情報資産の重要性に応じた情報セキュリティ対策を効率的に実施するためには、最新の情報資産を正確に把握することが不可欠である。漏れのない情報資産の洗い出し、情報資産台帳の更新作業を徹底させるため、情報セキュリティに関する統括部署である IT 推進課は、各課における情報資産の洗い出しや情報資産台帳の更新に関する実施状況を検証し、未実施の課への督促を行う等、その進捗を管理することが望まれる。

また、これらの運用を徹底するために、情報資産台帳の管理手続の整備が望まれる。

情報セキュリティ外部監査の是正措置について（意見）

【現状・問題点・リスク】

対策基準の第 120 条において、情報セキュリティ外部監査が実施された場合は、情報セキュリティ管理者は改善勧告に対する是正措置を監査担当者に報告することが定められている。

「第 8 章 監査及び点検 第 1 節 監査（改善）」

第120条 監査担当者は、監査結果報告書に基づき、必要な情報セキュリティ管理者に改善勧告を行うものとする。

2 改善勧告を受けた情報セキュリティ管理者は、監査担当者からの勧告の内容について速やかに改善するものとする。

3 情報セキュリティ管理者は、一定期間内に改善勧告に対する対応結果を監査担当者に報告するものとする。

4 監査の結果は原則として部外秘とするが、監査担当者は、情報セキュリティ維持及び向上に有効であると判断した場合、監査の結果の一部を職員等に開示することができるものとする。

情報セキュリティ外部監査により不備等を指摘された課は、当該指摘に対して原因を分析し、不備解消のための対策を実施し、原因の分析や対策の実施状況については、「監査是正措置書」に記載する。過年度に実施された情報セキュリティ外部監査においては、すべての不備に対して是正措置が完了しているが、下記の情報セキュリティの管理項目に対して毎年同様の不備が指摘されていた。

- ・平成 20 年度情報セキュリティ外部監査
 - 情報資産の特定と分類・管理
 - 情報システムのアクセス管理
 - 外部委託業者の管理
 - 自己点検の実施と結果の活用
- ・平成 21 年度情報セキュリティ外部監査
 - 情報セキュリティ教育の実施
 - 情報資産の特定と分類・管理
 - 情報システムのアクセス管理
 - 外部委託業者の管理
 - 自己点検の実施と結果の活用
- ・平成 22 年度情報セキュリティ外部監査
 - パスワードの変更
 - 外部委託業者の管理
 - 情報セキュリティ教育研修の実施
 - 情報資産の洗い出し、情報資産台帳の更新
 - 自己点検結果の活用

情報セキュリティ外部監査による不備等の指摘については、指摘された課においては是正措置は取られているが、他の課においては是正措置は取られないため、情報セキュリティ外部監査の都度同様な不備の指摘が行われているものと思われる。

【改善提案】

情報セキュリティに関する統括部署である IT 推進課は、毎年同様の不備が指摘されている項目については、全庁的な問題と捉え、他の課に対しても必要な対策を実施するよう指導することが望まれる。

サーバの管理について（意見）

【現状・問題点・リスク】

データセンター以外で保管しているサーバについて、それを管理する規程等が整備されていない。サーバによっては、住民基本台帳データ等の個人データが保存されているものもあるため、サーバを管理するための規程等が定められていない場合には、必要なセキュリティ対策が実施されず、情報漏えい等が発生する可能性がある。

【改善提案】

サーバの保管方法等の管理に関する規程を全庁的に整備し、当該規程に基づき適切にサーバの管理が行える体制を構築することが望まれる。

業務継続計画について（意見）

【現状・問題点・リスク】

対策基準の第144条において、情報セキュリティ委員会は、重大な事故、災害及び事件等に対し業務継続計画を策定する場合、行政機能の継続のため重要な業務手続きの識別、優先順位、直面するリスク、その可能性及び影響を考慮した業務継続計画を策定することが定められている。

「第9章情報セキュリティ緊急時対応 第4節 行政機能の継続（業務継続計画）」

第144条 情報セキュリティ委員会は、重大な事故、災害及び事件等に対し、業務継続計画を策定する場合、行政機能の継続のため、重要な業務手続きの識別、優先順位、直面するリスク、その可能性及び影響を考慮しなければならない。

2 業務継続計画は、回復又は復旧を想定した訓練等、緊急時における行政機能継続の全体計画として整合性を確保し、維持するものとする。

新潟市においては、重要なデータについては、月次で長岡市と相互バックアップによる遠隔地保管が実施されているが、業務継続計画は策定されておらず、策定の計画もないとのことである。

業務継続計画が策定されていない場合は、重大な事故、災害及び事件等が発生した際に、システムが長期間ストップし、業務に多大な影響を与える可能性がある。

【改善提案】

地方公共団体は、災害時、災害後において、地域住民の生命、身体の安全確保、被災者支援、企業活動復旧のために、災害応急業務、復旧業務を実施するとともに重要な通常業務を継続する責務を負っている。

このため、重大な事故、災害及び事件等を想定し、継続すべき業務・システムを明確にした上で全庁レベルでの業務継続計画を策定し、定期的に訓練を実施することが望まれる。

なお、業務継続計画は、単にデータやシステムのバックアップ確保を目指すというのではなく、情報システムに係わる業務を含む全庁的な業務について、甚大な自然災害、テロ、感染症の流行、原発事故、火災等の広範なリスクに対して、継続可能性を確保するための計画であるが、その策定に際しては、対応するリスクの範囲、継続する業務の範囲や程度等の決定を含む極めて高度な意思決定が要求される。また、その策定自体、あるいは策定された計画を実行するためには、多大なコストが必要となるものと予想されるため、事業継続計画の策定は、総務省の方針や他の自治体の策定状況等を調査したうえで、十分な体制と期間を設けて実施する必要があると考える。

(3) 電子計算機システム

管理者権限の管理について（意見）

【現状・問題点・リスク】

対策基準の第 64 条において、情報システム管理者は、所掌する情報システムに関し、管理者権限の付与及び抹消に関する手続を定めることが定められている。

「第 4 章情報システム運用に係る情報セキュリティ 第 6 節 アクセス管理（管理者権限）」

第64条 情報システム管理者は、所掌する情報システムに関し、以下に各号に規定する管理者権限の付与及び抹消に関する手続を定めるものとする。

(1) 情報システム管理者及び情報ネットワーク管理者は、十分な技術力を有する必要最小限の者に管理者権限を付与するものとし、必要に応じて、研修等の教育手段をとるものとする。

(2) 情報システム管理者及び情報ネットワーク管理者は、管理者権限を付与した者が職を離れた場合には、当該管理者権限を直ちに抹消しなければならない。

しかし、中央電子計算機システムにおいては、管理者権限の管理手続が策定されていない。また、本番機の管理者権限一覧（「AIF ユーザーリスト」）を閲覧したところ、過去の外部委託先が利用していたアカウント等、現在利用されていないアカウントが散見された。

業務上必要のない管理者権限がシステムに登録されている場合は、不正なアクセスを招く可能性がある。

【改善提案】

不正なアクセスを防止するため、業務上必要な担当者にのみに対して管理者権限を付与し、不要となったアカウントについては直ちに抹消する手続の整備と厳格な運用が望まれる。

使用者登録状況の点検について（意見）

【現状・問題点・リスク】

対策基準の第 63 条において、情報システム管理者は、人事異動又は組織変更にあわせ、定期的に情報システムの使用者に関する登録状況を点検・管理しなければならないことが定められている。

「第 4 章情報システム運用に係る情報セキュリティ 第 6 節 アクセス管理（使用者管理）」

第 63 条 情報システム管理者は、所掌する情報システムに関し、以下の各号に規定する使用者登録及び抹消等の手続を定めるものとする。ただし、第 3 号及び第 4 号の規定は、本要綱の施行日前にすでに運用していた情報システムにおいてはこの限りでない。

(1) 情報システム管理者は、人事異動又は組織変更等にあわせ、定期的に使用者登録の状況を点検・管理しなければならない。（以下、省略）

中央電子計算機システムにおいては、人事異動又は組織変更時に各課からの申請に基づく使用者の登録・変更・削除が行なわれているが、使用者の登録状況についての情報システム管理者による定期的な点検が行われていない。

定期的に使用者の登録状況が点検されていないと、退職・異動に伴い業務上権限が必要でなくなった使用者の発見が遅れたり、不要な権限が残ることがあったりするため、不正なアクセスを招く可能性がある。

【改善提案】

不正なアクセスを防止するため、業務上必要な使用者のみに対して権限を付与し、不要となった使用者について点検・管理する手続の整備と厳格な運用が望まれる。

3. IT ガバナンス

(1) 新潟市電子計算機処理管理運営規程

運営規程の見直しについて（意見）

【現状・問題点・リスク】

平成元年に全面改訂した「新潟市電子計算機処理管理運営規程（以下、「運営規程」という）」の第1条には、「運営規程は、市の電子計算機処理の管理運営に関し必要な事項を定める」と規定されている。具体的には、運営規程の第34条から40条において新潟市電子計算機処理管理運営委員会（以下、「運営委員会」という）を設置し、電子計算機処理の内容の審議、変更の審議（第7条）、年間計画の策定（第8条）及び前年度の業務報告の審議（第10条）などを実施することとしている。

しかし、実際には運営委員会は開催されておらず、年間計画や前年度の業務報告についても作成されていない。運営規程については、昭和59年に策定後、平成元年に全面改訂したが、その後は組織改訂に基づく改訂を行ったものの、時代の変化に応じた運営規程の内容の変更を検討しないまま、今日に至っている。

一方で、平成13年5月に制定した「新潟市情報通信技術活用推進会議設置要綱」（以下、「設置要綱」という）には、全庁的な組織である新潟市情報通信技術活用推進会議（以下、「推進会議」という）の設置が定められ、推進計画の策定時には推進会議が開催されている。

【改善提案】

運営規程については、市のシステム管理体制が、大型汎用機を中心とした集中型の管理体制からオープン系のサーバ等による分散型の管理体制に変化した

ことを踏まえ全面的な見直しが望まれる。

また、運営規程で定められた運営委員会と設置要綱により設置される推進会議の位置づけや開催目的等についてもあわせて見直しを行い、運営規程と設置要綱の統廃合も検討することが望まれる。

(2) 新潟市情報通信技術活用推進計画

施策の事後評価について（意見）

【現状・問題点・リスク】

設置要綱第1条では、「情報通信技術の飛躍的進展に対応した市民サービスの向上及び地域社会の活性化を図るため、新潟市情報通信技術活用推進計画(以下、「推進計画」)」という)を策定し、積極的かつ効果的な施策を推進することを目的として、全庁的な組織である新潟市情報通信技術活用推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。」とし、推進会議における推進計画の策定について定めているが、施策の実施状況に関する事後評価までは明確に定めていない。

平成20年12月に策定した「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver2」(以下、「推進計画 ver2」)」という)第1章では、その前身である「新潟市情報通信技術活用推進計画 ver1」(平成14年5月策定)で計画した施策の実施状況を報告しているが、その報告内容は、実績と予定のスケジュール比較に留まっており、事後評価までは行われていない。

施策の事後評価を実施しない場合、実施した施策の利用状況や効果の達成状況が不明となり、導入効果が低いシステムが存在していた場合には、何も議論されないまま運用されることによる無駄なコストの発生や推進計画で示した施策の適切性を説明することができないなどの弊害が生じる可能性がある。

【改善提案】

設置要綱において、推進計画で計画した施策の事後評価に関する具体的な方法について定め、推進会議において事後評価に関する審議を行うことが望まれる。今後予定している次期推進計画の策定においては、この定めに基づいて推進計画 ver2で計画した施策の事後評価を実施し、次期推進計画の中等で評価結果を報告することが望まれる。

次期推進計画について（意見）

【現状・問題点・リスク】

IT推進課によると、推進計画 ver2 の計画期間は平成20年度から平成22年度までであったが、平成23年6月に ver2.1 として、平成23年度まで計画期間の延長を行い、平成23年度に計画体系の検討、プロジェクト推進体制の検討等を実施し、平成24年度に次期推進計画の策定を予定しているとのことである。しかし、平成23年9月時点では、推進計画 ver2 に計画した施策の進捗状況の確認作業に留まっ

ており、少なくとも平成 23 年度に予定していた残りの作業は平成 24 年度にずれ込んでしまう見通しとのことである。

これらの作業が遅れた場合、次期推進計画の策定も予定していた平成 24 年度以降にずれ込むおそれがある。次期推進計画策定の遅れは、市の総合計画へも影響を及ぼすおそれがある。

【改善提案】

行政の効率化や市民サービスの向上を図るためには情報通信技術（以下、「ICT」という）の活用が不可欠である。このような中で、ICT 投資費用を抑制し、最大限の効果を得るためには、市の全体構想や工程表を示したうえで、市が戦略として取り組むことを前提とした推進計画が必要である。

次期推進計画に向けて予定している作業について、体制面等の遅延の原因を取り除き、次期推進計画を当初予定どおり、平成 24 年度中に策定することが望まれる。

(3) 政府調達に関する協定に対応する情報システム調達ガイド

調達ガイドのルール化について（意見）

【現状・問題点・リスク】

新潟市においては、情報システムの調達方法については、「政府調達に関する協定に対応する情報システム調達ガイド（以下、この章において「調達ガイド」という）」にて指針をまとめている。調達ガイドによると、予算化手続きのプロセスの中で、各主管課は予算要求前に IT 推進課と協議することとなっている。IT 推進課との協議では、各主管課が「コンピュータ活用業務の概要調査票（以下、「概要調査票」という）」を作成し、IT 推進課に提出することとなっている。

IT 推進課では、提出された概要調査票に基づいて、システムの要求仕様や見積り金額等の妥当性を検討し、意見書にまとめ、財務課で、この意見書を参考意見として予算配分を決定することとなっている。

しかし、調達ガイドは指針に過ぎず、調達ガイドに記載した手続きを義務付ける規程ではない。そのため、概要調査票が必ずしも IT 推進課に提出されておらず、全ての情報システムの調達について、IT 推進課による妥当性の検討が行われていないわけではない。

情報システムの調達においては、業者選定方法の適切な選択、仕様書・要件定義書の明確化等、導入後の運用保守コストまでを含めた全体コストの把握をしないと、不適切な業者を選定する、予定した機能がシステムに実装されない、追加費用が発生する、費用対効果が劣るシステムを導入する、想定外の運用費用が請求されるといった不適切な調達となってしまう可能性がある。

また、調達ガイドの名称が「政府調達に関する協定に対応する情報システム調達ガイド」となっているため、一見すると政府調達案件に関するガイドに思われてしまうが、内容は、それ以外の調達案件を含めた新潟市全体の情報システム調達ガイドになっている。このため、必要としている利用者がこれを参照せず、独自の方法でシステムを調達する可能性がある。

【改善提案】

各主管課が概要調査票を作成し、IT 推進課が概要調査票に基づいて、要求金額の妥当性を検討することは、効率的なシステムの開発、有効性の高いシステムの導入に寄与するものと考える。

小額なシステムの開発・導入案件はともかく、少なくとも一定金額以上の情報システムの調達については、概要調査票を利用して IT 推進課が情報システムの調達の妥当性について検討することを、ガイドではなく IT ガバナンスを強化するためにもルールとして定めることが望まれる。

また、その際は、文書名を変更し、政府調達以外の情報システムの調達方法についても記載していることを各主管課に周知することも望まれる。

契約終了時の検査に関する手順について（意見）

【現状・問題点・リスク】

調達ガイドには、情報システムの調達方式の判断、調達方式の決定から契約までの手順が記載されているものの、契約終了時の検査に関する手順については記載されていない。

【改善提案】

契約終了時の検査は、契約の履行状況の確認という本来の目的だけではなく、今回の契約の見積りの妥当性を検討し、次回の契約の参考とする観点からも重要なプロセスである。

調達ガイドに、契約終了時の検査に関する手順についても記載することが望まれる。

(4) IT ガバナンスの推進について

推進体制について（意見）

【現状・問題点・リスク】

総務省が平成 19 年 3 月に策定した「新電子自治体推進指針」では、電子自治体の今後の共通的な推進事項の一つとして、「電子自治体の IT ガバナンスの強化」をとりあげ、「IT ガバナンス」について、「組織体・共同体が IT を導入・活用するにあたり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とする IT 活用を実現するメカニズムをその組織の中に確立すること」と定義している。

ICT の利活用において費用対効果を高める方法の一つとして、システム等調達時の要求仕様の明確化により競争の原理を効果的に発揮させること、やむを得ず随意契約となる場合は見積り精査の徹底を図ることが有効と考える。

しかしながら、新潟市においては、サーバ系システムの開発・運用は専門知識やシステム関係業者との交渉・折衝力の蓄積機会が少ない各業務の所管課に委ねられ

ている。一方、専門知識やシステム関係業者との交渉・折衝力を蓄積している IT 推進課が各業務の所管課への関与を深めることは、現状の人員配置では困難な状況となっている。

IT 推進課の所属人数は、平成 14 年度（推進計画 ver1.0 策定時）と平成 22 年度（推進計画 ver2.0 終了時）を比較すると、平成 14 年度は 21 人、平成 22 年度は 22 人であり大きな変化はない。一方で IT 推進課は平成 14 年度当時は、推進計画策定業務と汎用機の稼働維持のみを所掌していたが、現在は、新たにサーバ系システム、ネットワークの保守作業等も所掌している。

新潟市の職員数は、平成 16 年度、平成 17 年度の 13 市町村の合併によって、平成 22 年度には平成 14 年度と比較しておよそ 2,000 人増加した。他方、合併前の旧市町村の情報システム部門は、現在の IT 推進課に整理統合されたにもかかわらず、合併後の IT 推進課の所属人数は合併前とほとんど変わらなかったため、全職員に対する情報部門の職員の割合は低下している。

平成 14 年度と比較して、所掌する業務が増加しただけではなく、市町村合併によって各区役所等への対応も必要となったにもかかわらず、職員数はほとんど変わっていないため、職員 1 人当たりの業務量が増加した結果、事務分掌である「IT 施策の企画、総合調整及び推進に関する事項」、「IT 施策の調査及び研究に関する事項」、「情報システム開発支援に関する事項」について、ほとんど行えない状況にあると考えられる。

社会的状況から新潟市においても職員数削減の傾向にあるため、IT 推進課から人事課に対して増員要求をしても増員が容易ではないことは理解できるが、配置された人員と業務量が見合わなければ業務が滞ってしまい、結果として市の業務効率を下げることになる。

他の政令指定都市の事例では、これらの課題を解決するため、組織におけるプロジェクトマネジメントを統括・管理することを専門として設置された情報政策部門を設けて、全庁的な技術力の向上を図るとともに、経費削減の効果を上げているところもある。

なお、IT ガバナンスの推進体制に係わる個別具体的な問題事項の例については、

1．情報システムの調達 (3)全庁共通事項を参照されたい。

【改善提案】

より具体的、詳細に現状の体制、戦略的構想や国による義務的な予定、作業内容及び業務量に応じた人員数を考慮し、必要な増員や組織体制の確立を行い、市全体の ICT 投資費用の抑制や各業務の所管課職員の技術力向上を図るなど、IT ガバナンスの強化に努めることが望まれる。

IT 推進課の人事配置について（意見）

【現状・問題点・リスク】

新潟市における情報担当部門の人材育成は、以前はスペシャリストの育成を中心としていたが、平成 14 年度にホスト担当を運用業務に特化したこともあり、現在ではジェネラリストの育成を中心とした育成方法に転換したとのことである。

その結果、現在では情報担当部門の人材配置は、一般の人事配置と特段異なることなく行われており、平成 23 年 7 月末時点の IT 推進課職員の在籍平均期間はおよそ 3 年 9 ヶ月程度になっている。

過去の在籍平均期間が、平成 18 年度に 6 年 2 ヶ月、平成 19 年度には 6 年 11 ヶ月であったことからすると、現在の 3 年 9 ヶ月は、2 年以上も短縮化されたことになる。

IT 推進課では、情報システムの保守作業や、各主管課の調達支援作業を所掌しており、これらの業務を適切に行うためには、以前と同様なレベルのスペシャリストの育成までは不要であっても、ジェネラリストに求められるスキルだけでは不十分であり、高度化する情報技術を理解したうえで、IT ガバナンスの強化を推進できる専門的なスキルの育成は不可欠である。

【改善提案】

情報担当部門に必要な専門的なスキルを明確にするとともに、そのスキルを持つ人材育成のための育成のカリキュラムを作成し、育成に必要な年数を想定した長期的な人事配置について、配慮することが望まれる。

第6 包括外部監査で閲覧した契約書の一覧

1. 中央電子計算機システム

契約書一覧

NO	契約書名	履行 開始日	契約形態	契約先	リース物品売主
		履行 終了日			リース期間
					リース終了日
1	外国人登録業務用ドットプリンタの 賃貸借契約書	22.4.1	随意契約	A社	
		23.3.31			
2	ライン・ページプリンタ装置の使用 に関する特約書	22.4.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
3	電子計算機及び付帯装置の賃貸借並 びにプログラム・プロダクトの使用 及びシステム制御プログラムのサポ ートに関する契約書	22.4.1	随意契約	A社	
		23.3.31			
4	住民記録システム維持運用業務委託 契約書	22.4.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
5	電子計算機処理システム運用支援業 務委託契約書	22.4.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
6	新潟市データエントリー業務委託契 約書	22.10.1	入札	C社	
		25.9.30			
7	中央電子計算機等操作及び保守業務 委託契約書	21.7.1	入札	D社	
		24.6.30			
8	キーエントリー業務委託契約書	19.4.20	入札	C社	
		22.9.30			

(注) 日付は平成。

2. 電子収納システム
契約書一覧

NO	契約書名	履行 開始日	契約形態	契約先	リース物品売主
		履行 終了日			リース期間
					リース終了日
1	新潟市電子収納システム基本計画策 定及びインターフェース基本設計等 業務	18.11.8	入札	B社	
		19.3.31			
2	電子収納システム開発業務	20.2.20	入札	B社	
		20.3.31			
3	新潟市電子収納システム開発業務委 託	20.4.1	入札	B社	
		21.3.31			
4	新潟市電子収納システム機器等賃貸 借	21.1.1	入札	B社 A社	
		25.8.31			
5	新潟市電子収納システム開発業務委 託	21.4.1	入札	B社	
		22.3.31			
6	新潟市電子収納システム開発業務 (変更契約)	22.1.4	入札	B社	
		22.3.31			
7	電子収納システム利用業務データ移 行対応業務	21.5.25	随意契約	B社	
		22.2.28			
8	新潟市電子収納システム運用支援業 務	22.4.1	入札	B社	
		23.3.31			
9	電子収納システム利用業務追加に伴 う改修業務	22.4.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
10	新潟市電子収納システム関連機器等 賃貸借	22.11.1	入札	E社	
		25.8.31			

(注) 日付は平成。

3. 電子申請/文書管理システム

契約書一覧

NO	契約書名	履行 開始日	契約形態	契約先	リース物品売主
		履行 終了日			リース期間
					リース終了日
1	新潟市文書管理システム基本計画策 定業務	15.9.8	入札	B社	
		16.3.31			
2	文書管理システム基本設計策定業務	16.8.2	入札	F社	
		17.3.31			
3	新潟市電子申請・届出システム基本 計画策定等業務	16.8.2	入札	F社	
		17.3.31			
4	新潟市電子申請・届出システム開発 に係る申請・届出書（帳票）標準化 基準策定等業務	17.7.14	入札	B社	
		18.3.31			
5	新潟市電子申請・届出システム及び 新潟市文書管理システム開発等業務 （平成18年度）	19.3.1	随意契約	B社	
		19.3.31			
6	新潟市電子申請・届出システム及び 新潟市文書管理システム開発等業務 （第一次開発）	19.4.1	随意契約	B社	
		20.9.30			
7	新潟市電子申請・届出システム及び 文書管理システム機器等賃貸借	20.4.1	随意契約	B社 A社	
		25.3.31			
8	新潟市電子申請・届出システム及び 新潟市文書管理システム開発等業務 （第二次開発）	20.10.1	随意契約	B社	
		21.9.30			
9	新潟市電子申請・届出システム及び 新潟市文書管理システム運用支援等 業務	20.10.1	随意契約	B社	
		24.3.31			
10	新潟市電子申請・届出システムMP N連携機能開発業務(前期)	21.1.5	随意契約	B社	
		21.3.31			
11	新潟市電子申請・届出システムMP N連携機能開発業務(後期)	21.4.1	随意契約	B社	
		21.9.30			

（注）日付は平成。

4. 公共施設予約システム

契約書一覧

NO	契約書名	履行 開始日	契約形態	契約先	リース物品売主
		履行 終了日			リース期間
					リース終了日
1	新潟市公共施設予約システム機能追加作成	20.2.1	随意契約	G社	
		20.3.31			
2	新潟市公共施設予約システムサービス提供事業	21.4.1	随意契約	G社	
		25.3.31			

(注) 日付は平成。

5. 就学援助電算処理システム

契約書一覧

NO	契約書名	履行 開始日	契約形態	契約先	リース物品売主
		履行 終了日			リース期間
					リース終了日
1	就学援助電算処理システム開発業務委託契約	20.11.28	入札	H社	
		21.3.31			
2	就学援助電算処理システム開発業務委託契約	21.4.1	随意契約	H社	
		22.3.31			
3	就学援助電算処理システム保守・運用支援業務委託契約	22.4.1	随意契約	H社	
		23.3.31			

(注) 日付は平成。

6. 教職員用 PC 整備

契約書一覧

NO	契約書名	履行 開始日	契約形態	契約先	リース物品売主
		履行 終了日			リース期間
					リース終了日
1	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（北区：小学校・中学校）	19.9.1	入札	X社	
		24.8.31			
2	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（東区：小学校・特別支援学校）	19.9.1	入札	E社	
		24.8.31			
3	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（東区：中学校）	19.9.1	入札	X社	
		24.8.31			
4	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（中央区：小学校）	19.9.1	入札	K社	
		24.8.31			
5	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（中央区：中学校）	19.9.1	入札	Y社	
		24.8.31			
6	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（中央区：高等学校）	19.9.1	入札	Y社	
		24.8.31			
7	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（江南区：小学校・中学校）	19.9.1	入札	K社	
		24.8.31			
8	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（西区：小学校）	19.9.1	入札	K社	
		24.8.31			
9	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（西区：中学校）	19.9.1	入札	Y社	
		24.8.31			
10	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（北区：小学校）	20.9.1	入札	I社	
		25.8.31			
11	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（北区：中学校）	20.9.1	入札	I社	
		25.8.31			
12	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（東区：中学校）	20.9.1	入札	I社	
		25.8.31			
13	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（中央区：小学校・中学校）	20.9.1	入札	Y社	
		25.8.31			
14	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（江南区：小学校・中学校）	20.9.1	入札	Y社	
		25.8.31			
15	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（秋葉区：小学校）	20.9.1	入札	K社	
		25.8.31			
16	教職員用コンピュータ等賃貸借契約	20.9.1	入札	K社	

NO	契約書名	履行 開始日	契約形態	契約先	リース物品売主
		履行 終了日			リース期間
					リース終了日
	書（南区：小学校・中学校）	25.8.31			
17	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（西区：小学校・中学校）	20.9.1	入札	K社	
		25.8.31			
18	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（全市：幼稚園）	21.10.1	入札	K社	
		26.9.30			
19	教職員用コンピュータ等賃貸借契約書（全市：小学校・中学校・学務課）	23.2.1	入札	I社	
		28.1.31			
20	校内 LAN 及びコンピュータ等機器保守委託契約書(北区)	22.7.1	入札	L社	
		25.6.30			
21	校内 LAN 及びコンピュータ等機器保守委託契約書(東区)	22.7.1	入札	M社	
		25.6.30			
22	校内 LAN 及びコンピュータ等機器保守委託契約書(中央区)	22.7.1	入札	M社	
		25.6.30			
23	校内 LAN 及びコンピュータ等機器保守委託契約書(江南区)	22.7.1	入札	H社	
		25.6.30			
24	校内 LAN 及びコンピュータ等機器保守委託契約書(秋葉区)	22.7.1	入札	H社	
		25.6.30			
25	校内 LAN 及びコンピュータ等機器保守委託契約書(西区)	22.7.1	入札	H社	
		25.6.30			
26	校内 LAN 及びコンピュータ等機器保守委託契約書(南区)	22.7.1	入札	K社	
		25.6.30			
27	校内 LAN 及びコンピュータ等機器保守委託契約書(西蒲区)	22.7.1	入札	K社	
		25.6.30			

(注) 日付は平成。

7. 土地家屋図面情報システム

契約書一覧

NO	契約書名	履行 開始日	契約形態	契約先	リース物品売主
		履行 終了日			リース期間
1	新潟市土地・家屋図面情報システム 事業委託契約	20.2.1	随意契約	N社	B社
		23.3.31			3年

(注) 日付は平成。

8. 固定資産税補完システム

契約書一覧

NO	契約書名	履行 開始日	契約形態	契約先	リース物品売主
		履行 終了日			リース期間
1	固定資産税補完システム運用支援業 務委託契約	22.4.1	随意契約	B社	/
		23.3.31			
2	固定資産税補完システム 都市計画 線引きに伴うシステム改修業務委託 契約	22.4.1	随意契約	B社	/
		23.3.31			
3	固定資産税補完システム用機器等賃 貸借契約	19.12.1	随意契約	A社	B社
		23.11.30			4年

(注) 日付は平成。

9. 国民健康保険事務支援システム

契約書一覧

NO	契約書名	履行 開始日	契約形態	契約先	リース物品売主
		履行 終了日			リース期間
					リース終了日
1	国保支援システム運用支援	22.4.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
2	国保システム運用支援（ホスト）	22.4.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
3	国保システム改修業務（住基法改正対応）	22.8.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
4	国保システム改修業務（電子統合収納システム対応）	22.8.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
5	国保システム改修業務（失業者軽減及び税法改正対応）	22.4.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
6	国保システム改修業務（年度内料率改定対応）	22.4.1	随意契約	B社	
		23.3.31			

（注）日付は平成。

10. 後期高齢者徴収管理システム

契約書一覧

NO	契約書名	履行 開始日	契約形態	契約先	リース物品売主
		履行 終了日			リース期間
					リース終了日
1	後期高齢者医療保険料徴収管理システム運用支援業務委託	22.4.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
2	後期高齢者医療保険料徴収管理システム制度改正対応に伴う改修業務委託	22.6.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
3	後期高齢者医療保険料徴収管理システム住記法改正に伴う要件整理業務委託	22.4.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
4	後期高齢者医療保険料徴収管理システム機能追加に伴う改修業務委託	23.1.1	随意契約	B社	
		23.3.31			

(注) 日付は平成。

11. 介護保険システム

契約書一覧

NO	契約書名	履行 開始日	契約形態	契約先	リース物品売主
		履行 終了日			リース期間
					リース終了日
1	高速出力プリントに関する契約書	22.4.1	随意契約	O社	
		23.3.31			
2	新潟市介護保険システム運用支援業務委託契約書	22.4.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
3	中央電子計算機を用いた介護保険業務運用支援業務委託契約書	22.4.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
4	新潟市介護保険各種帳票封緘用圧着シーラー機保守業務委託契約書	22.4.1	随意契約	P社	
		23.3.31			
5	ゆうちょ銀行支払対応に伴う新潟市介護保険システム改修業務委託契約書	23.1.11	随意契約	B社	
		23.3.31			
6	介護保険料の収納機会の拡大に伴う新潟市介護保険システム改修業務委託契約書	22.6.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
7	介護保険料の収納機会拡大に伴う国民健康保険料収納支援システム改修業務委託契約書	22.6.1	随意契約	Q社	
		23.3.31			
8	保守契約書（介護保険システムネットワーク機器保守業務委託契約）	22.4.1	随意契約	R社	
		23.3.31			
9	保守契約書（介護保険システムネットワーク機器保守業務委託契約）	22.8.1	随意契約	R社	
		23.3.31			
10	保守契約書（介護保険システムネットワーク機器保守業務委託契約）	22.11.1	随意契約	R社	
		23.3.31			
11	介護保険システム端末導入に係る設定等業務委託契約	22.9.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
12	ケアマネージャー支援システムの運用支援に関する契約（介護保険システム給付管理サブシステム運用支援業務委託契約）	22.4.1	随意契約	S社	
		23.3.31			
13	介護保険システム給付管理サブシステム運用支援業務委託契約書	22.4.1	随意契約	B社	
		23.3.31			

NO	契約書名	履行 開始日	契約形態	契約先	リース物品売主
		履行 終了日			リース期間
					リース終了日
14	新潟市介護保険システム用機器等賃 貸借契約書	22.4.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
15	新潟市介護保険各種帳票封緘用圧着 シーラー機賃貸借契約書	22.4.1	随意契約	P社	
		23.3.31			
16	電子計算機及び付帯装置の賃貸借並 びにプログラム・プロダクトの使用 及びシステム制御プログラムのサポ ートに関する契約書	22.4.1	随意契約	A社	
		23.3.31			
17	ライン・ページプリンタ装置の使用 に関する特約書	22.4.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
18	介護保険ネットワーク機器の再賃貸 借に関する契約書	22.4.1	随意契約	T社	
		23.3.31			
19	賃貸借契約書（介護保険システムネ ットワーク機器賃貸借契約）	22.4.1	随意契約	R社 T社	
		22.7.31			
20	介護保険ネットワーク機器の再賃貸 借に関する契約書	22.8.1	随意契約	T社	
		23.3.31			
21	賃貸借契約書（介護保険システムネ ットワーク機器賃貸借契約）	22.4.1	随意契約	R社 T社	
		23.3.31			
22	賃貸借契約書（介護保険システムネ ットワーク機器賃貸借契約）	22.11.1	随意契約	T社	
		23.3.31			
23	新潟市介護保険システム用機器等賃 貸借契約書	22.9.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
24	新潟市介護保険システム用機器等賃 貸借契約書	22.12.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
25	新潟市介護保険システム用機器等賃 貸借契約書	23.3.1	随意契約	B社	
		23.3.31			

(注) 日付は平成。

12. 図書館情報システム

契約書一覧

NO	契約書名	履行 開始日	契約形態	契約先	リース物品売主
		履行 終了日			リース期間
					リース終了日
1	図書館情報システム機器賃貸借	21.4.1	随意契約	E社	
		22.3.31			
2	レファレンスデータベース機器賃貸借	21.4.1	随意契約	E社	
		22.3.31			
3	図書館情報システム保守業務	21.4.1	随意契約	U社	
		22.3.31			
4	図書館情報システム機器賃貸借	21.4.1	随意契約	E社	
		22.3.31			
5	新潟市図書館情報システム統合化準備業務	21.9.1	随意契約	U社	
		22.3.31			
6	白根図書館システムデータ解析抽出業務	21.11.20	随意契約	H社	
		21.12.31			
7	豊栄図書館システムデータ解析抽出業務	22.3.1	随意契約	H社	
		22.3.31			

(注) 日付は平成。

13. 農地基本台帳システム

契約書一覧

NO	契約書名	履行 開始日	契約形態	契約先	リース物品売主
		履行 終了日			リース期間
					リース終了日
1	農地基本台帳システムデータ移行業務委託契約書	22.2.10	随意契約	H社	
		22.3.31			
2	新潟市新・農地基本台帳システム整備業務委託契約書	21.12.18	入札	H社	
		22.3.31			
3	新潟市新・農地基本台帳システム整備業務委託変更契約書	22.3.15	随意契約	H社	
		22.3.31			

(注) 日付は平成。

14. 新潟市清掃手数料電算システム

契約書一覧

NO	契約書名	履行 開始日	契約形態	契約先	リース物品売主
		履行 終了日			リース期間
					リース終了日
1	新潟市清掃手数料処理システム改修 業務委託契約書	20.4.1	随意契約	B社	
		21.3.31			
2	ごみ指定袋・粗大ごみ処理券管理シ ステム改修業務委託契約書	20.10.1	随意契約	B社	
		20.11.20			
3	ごみ指定袋・粗大ごみ処理券管理シ ステム改修(契約解除対応)業務委託 契約書	21.5.1	随意契約	B社	
		21.6.20			
4	ごみ指定袋・粗大ごみ処理券管理シ ステム改修(口座引落機能追加)業務 委託契約書	21.7.1	随意契約	B社	
		21.9.30			
5	清掃手数料処理システム機器賃貸借 契約	22.4.1	随意契約	B社	
		23.3.31			
6	新潟市ごみ指定袋管理システム保守 業務委託契約	22.4.1	随意契約	B社	
		23.3.31			

(注) 日付は平成。

以上